

「障害のある人もない人も 共に暮らしやすい千葉県づくり条例」

平成27年度 広域専門指導員等活動報告書

千葉県

はじめに

障害のある人に対する差別をなくすとともに理解を広げ、誰もが暮らしやすい社会をつくることを目的とした「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（以下「条例」という。）」が、平成19年7月に施行されてから、平成27年7月に9年目を迎えました。

条例における差別の解消に向けた仕組みには、「個別事案解決の仕組み」、「誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組み」、「障害のある人に優しい取組を応援する仕組み」があります。このうち、「個別事案解決の仕組み」に当たる広域専門指導員等の平成27年度の活動実績をまとめました。

この報告書は主に相談活動の実績についてまとめたものですが、数値だけではなく、具体的な事例を示し、どのような調整活動を行ったのかを概説しています。

また、条例の認知度が平成25年度において18.3%であったことから、重点的に周知活動を行っており、その活動の記録や今後の課題についてもまとめております。

本年4月1日からは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行され、本県の障害のある人の権利擁護においても新たな局面を迎えることとなりました。

このような中で、千葉県ではこれまでの条例の取組による経験を活かし、今後も行政はもちろん、企業、団体、個人などすべての県民が力を合わせて、障害のある人の日常生活や社会生活における様々な障壁を取り除き、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりを推進していきます。この報告書が、そのような社会づくりの一助となることを願っております。

平成28年11月16日

目次

はじめに

I	「個別事案を解決する仕組み」の実施体制	1
1	相談体制	1
2	相談活動の流れ	3
II	相談活動の実績	4
1	相談分野別取扱件数	4
2	千葉県における障害種別の障害者数・割合と相談取扱件数	6
3	相談分野と障害種別との関係	7
	（1）相談分野からみた相談状況	8
	（2）障害種別からみた相談状況	8
4	障害保健福祉圏域別取扱件数	9
5	相談者別取扱件数	9
6	相談方法別取扱件数	11
7	相談経路別取扱件数	12
8	地域相談員や他機関との連携状況	13
9	相談態様別活動状況	15
III	相談事例からみた相談活動の状況	17
1	各分野における相談事例	17
	（1）福祉サービス	17
	（2）医療	18
	（3）商品及びサービスの提供	19
	（4）労働者の雇用	20
	（5）教育	22
	（6）建物等及び公共交通機関	23
	（7）不動産の取引	23
	（8）情報の提供等	24
	（9）その他	25

2	相談活動のまとめ	28
	(1) 障害のある人に寄り添った対応	28
	(2) 差別をなくすための相談活動	28
IV	その他の活動状況	29
1	広域専門指導員等連絡調整会議の開催	29
2	障害者差別解消法施行に係るワーキンググループ会議への出席	30
3	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり のための周知活動	31
V	今後の課題	33
1	これまでの経験を活かした活動の推進	33
2	条例と障害者差別解消法の継続的な周知活動	33
VI	年度別相談受付状況	34
1	相談分野別取扱件数	34
2	障害種別取扱件数	35
3	障害保健福祉圏域別取扱件数	36
参考資料		
	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	37
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	47
	障害者の雇用の促進等に関する法律（抜粋）	54

I 「個別事案を解決する仕組み」の実施体制

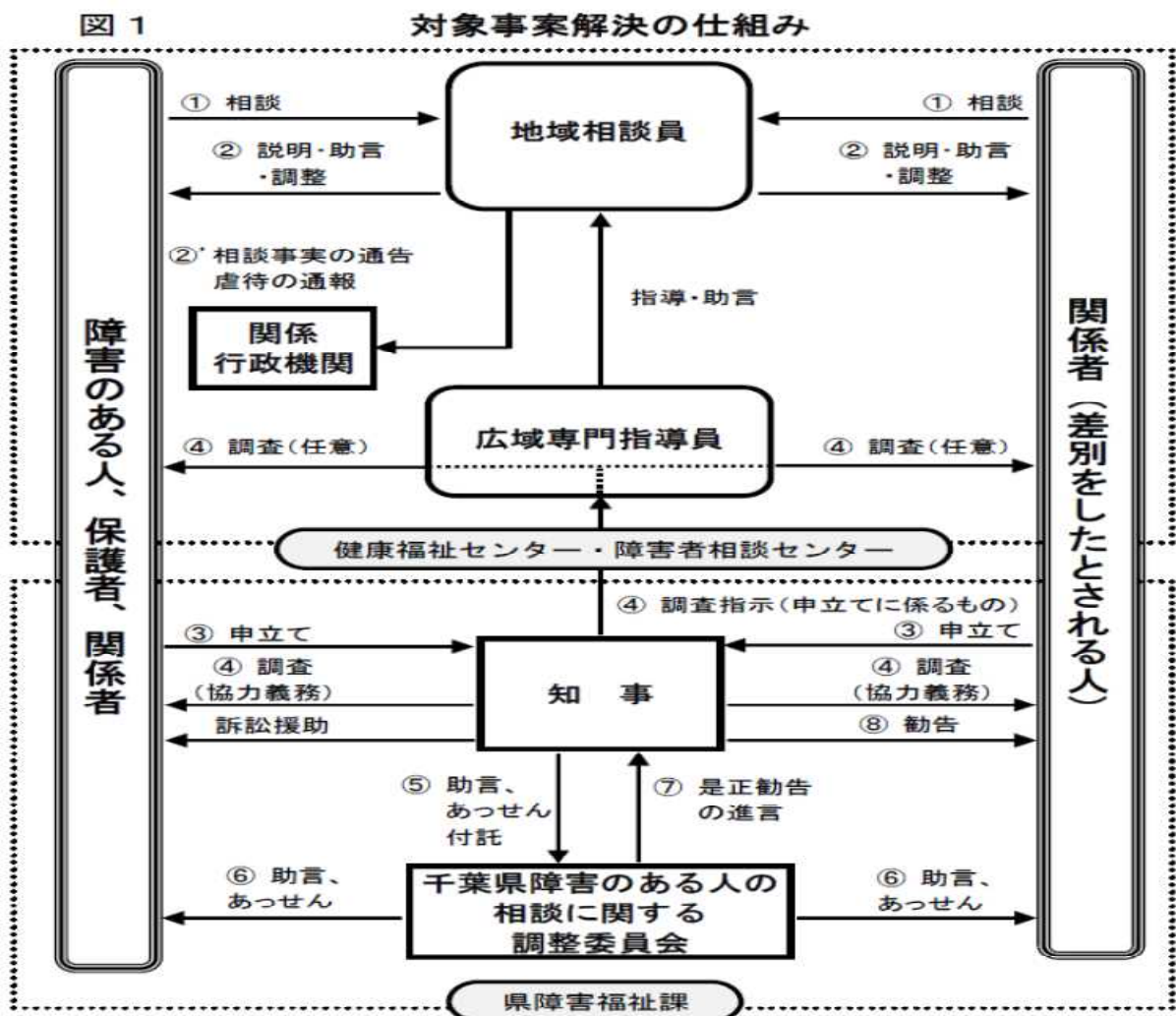
1 相談体制

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」における個別事案を解決する仕組みは、身近な相談役として委嘱した県内の約 580 人の地域相談員と、相談活動を総括する 16 人の広域専門指導員の地域に密着した相談活動及び、知事の附属機関として設置された「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」（以下「調整委員会」という）による助言・あっせんととの重層的な仕組みとなっている。（図1）

また、県障害福祉課障害者権利擁護推進室の職員が、各地域の相談活動のバックアップや、「調整委員会」の事務局としての事務を所掌している。

県民からの相談は、広域専門指導員の配置機関と県障害福祉課に専用相談電話を設置して受け付けている。また、FAXや電子メールによる受付も行っている。

なお、相談の受付時間は、休日・年末年始を除き、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとしている。



1 圏域別地域相談員委嘱状況 (平成 28 年 2 月 8 日現在)

圏 域	人 数	圏 域	人 数	圏 域	人 数
千 葉	75	野 田	19	夷 隅	22
船 橋	30	印 旛	65	安 房	34
習志野	35	香 取	29	君 津	35
市 川	36	海 匝	39	市 原	29
松 戸	36	山 武	36		
柏	35	長 生	29	合 計	584

2 広域専門指導員の配置状況 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

圏 域	配置機関	圏域内市町村
千 葉	中央障害者相談センター	千葉市
船 橋	中央障害者相談センター 船橋分室	船橋市
習志野	習志野健康福祉センター	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
市 川	市川健康福祉センター	市川市、浦安市
松 戸	松戸健康福祉センター	松戸市、流山市
柏	東葛飾障害者相談センター	柏市、我孫子市(※)
野 田	野田健康福祉センター	野田市
印 旛	印旛健康福祉センター	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、富里市、酒々井町、栄町
香 取	香取健康福祉センター	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海 匝	海匝健康福祉センター	銚子市、旭市、匝瑳市
山 武	山武健康福祉センター	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、 芝山町、横芝光町
長 生	長生健康福祉センター	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町
夷 隅	夷隅健康福祉センター	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安 房	安房健康福祉センター	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君 津	君津健康福祉センター	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市 原	市原健康福祉センター	市原市

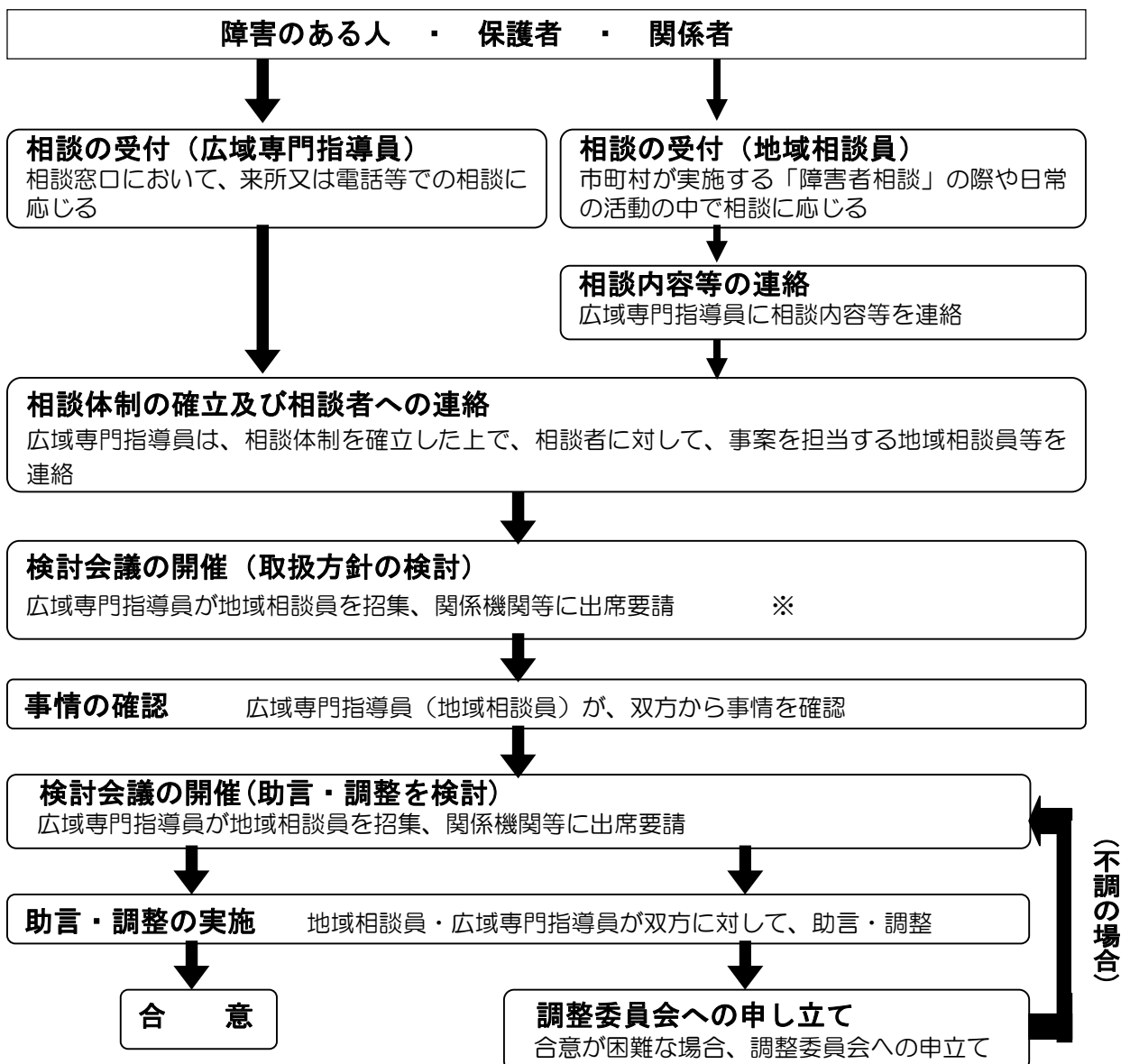
※ 柏圏域の相談窓口である東葛飾障害者相談センターは、我孫子市内にあるため、相談者の利便性から、我孫子市内の相談は柏圏域の相談窓口で受け付けることとしている。

2 相談活動の流れ

地域相談員及び広域専門指導員は、図2に示すとおり、「相談の受付」、「相談体制の確立及び相談者への連絡」、「検討会議の開催（取扱方針の検討）」、「事情の確認」、「検討会議の開催（助言・調整を検討）」、「助言・調整の実施」、「合意（相談活動の終結）」の流れに従い活動している。

なお、円滑な相談活動を確保するために、圏域内で受け付けたすべての相談事案は、一旦、広域専門指導員のもとに集約し、優先度や緊急度を個別に判断しながら相談活動を実施している。

図2 相談活動の流れ



※匿名の相談に対しても取扱方針を決める検討会議までは対応

Ⅱ 相談活動の実績

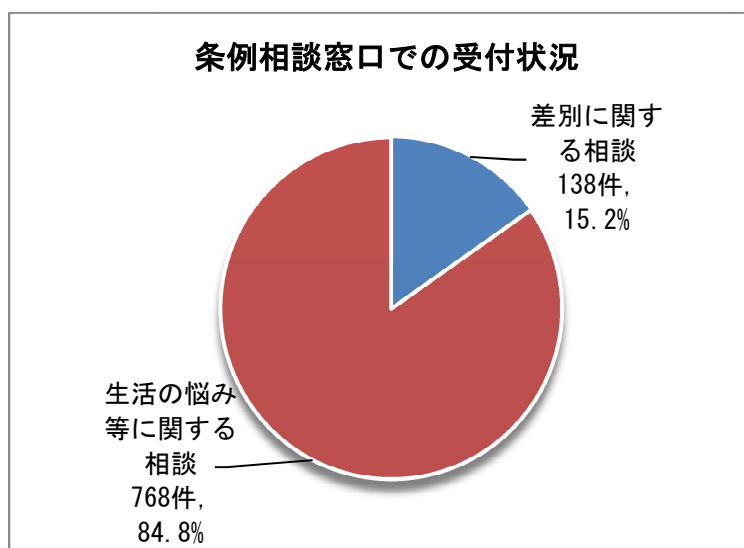
条例の相談窓口での受付状況

平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月末までに条例の相談窓口寄せられた相談は、906 件であった。

この相談窓口には、はじめから「こういう差別を受けた。」と明確にされる相談よりも、様々な要素が複雑に絡み合っ、相談者自身どうしたらいいのかわからずされるものが多い。そのため、相談を受け付けた際は、まずは相談者の話をじっくりと傾聴し、生きづらさや理不尽な思い等を理解するよう心がけながら、相談者が何を求めているのか、訴えの背景に差別の問題がないか等を明らかにしてきた。

このように、差別に関する相談活動を開始するためには、寄せられた様々な相談の内容を整理し、その中から「差別に関する相談」を見極め、必要な対応をしていくことが重要である。

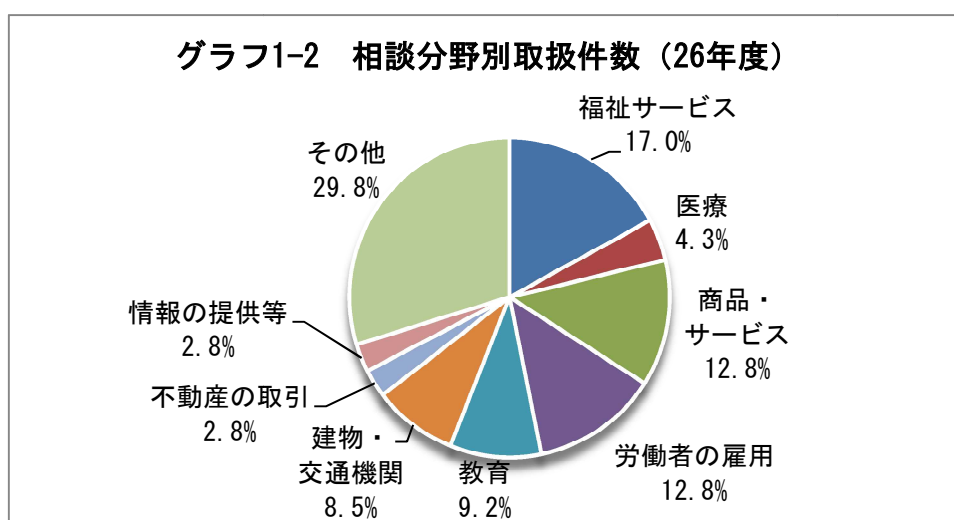
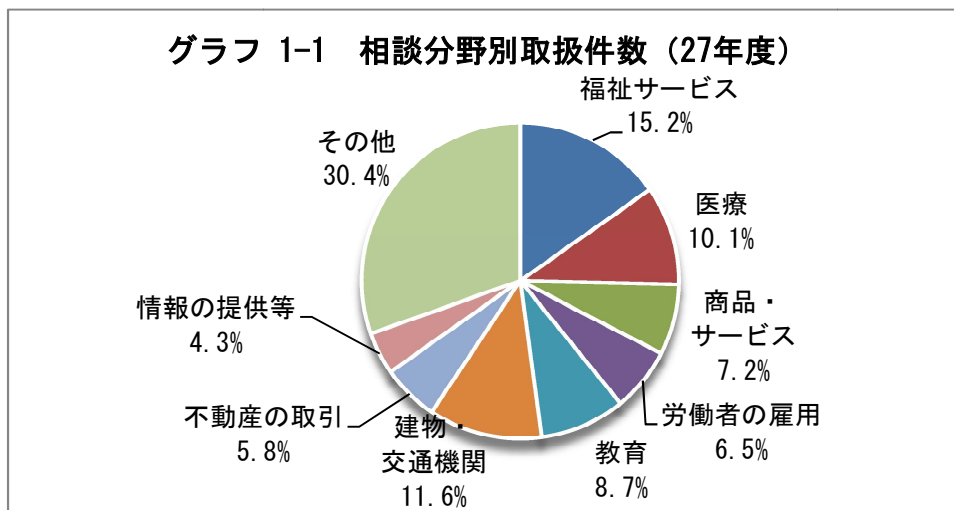
相談 906 件のうち、差別に関する相談に該当するものは 138 件で、全体の 15.2%を占めた。この 138 件について、以下のとおり分析を行った。



1 相談分野別取扱件数

	27 年度 (%)	26 年度 (%)		27 年度 (%)	26 年度 (%)
福祉サービス	21(15.2%)	24(17.0%)	建物・交通機関	16(11.6%)	12(8.5%)
医療	14(10.1%)	6(4.3%)	不動産の取引	8(5.8%)	4(2.8%)
商品・サービス	10(7.2%)	18(12.8%)	情報の提供等	6(4.3%)	4(2.8%)
労働者の雇用	9(6.5%)	18(12.8%)	その他	42(30.4%)	42(29.8%)
教育	12(8.7%)	13(9.2%)	総合計	138	141

(注) 複数の分野にまたがる相談については、主な相談分野でカウントした。



（注）割合については、四捨五入して表記したため 100%にならないことがある。

〔概況〕

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに受け付けた差別に関する相談 138 件について、条例第 2 条第 2 項各号に規定している差別の分野別に整理したところ、「福祉サービス」が 21 件（15.2%）と最も多く、次いで「建物・交通機関」が 16 件（11.6%）、「医療」が 14 件（10.1%）となっている。

平成 26 年度に比べると、「福祉サービス」21 件（15.2%）、「商品・サービス」10 件（7.2%）、「労働者の雇用」9 件（6.5%）は相談件数・相談割合とも少なくなっており、反対に「医療」14 件（10.1%）、「不動産の取引」8 件（5.8%）、「情報の提供等」6 件（4.3%）は多くなっている。

特に、「労働者の雇用」は 4 年連続で相談件数・相談割合とも減少している。

なお、「その他」42 件（30.4%）には、隣人や家族による差別的な言動を受けたといった相談や、虐待が疑われる相談 18 件が含まれている。

2 千葉県における障害種別の障害者数・割合と相談取扱件数

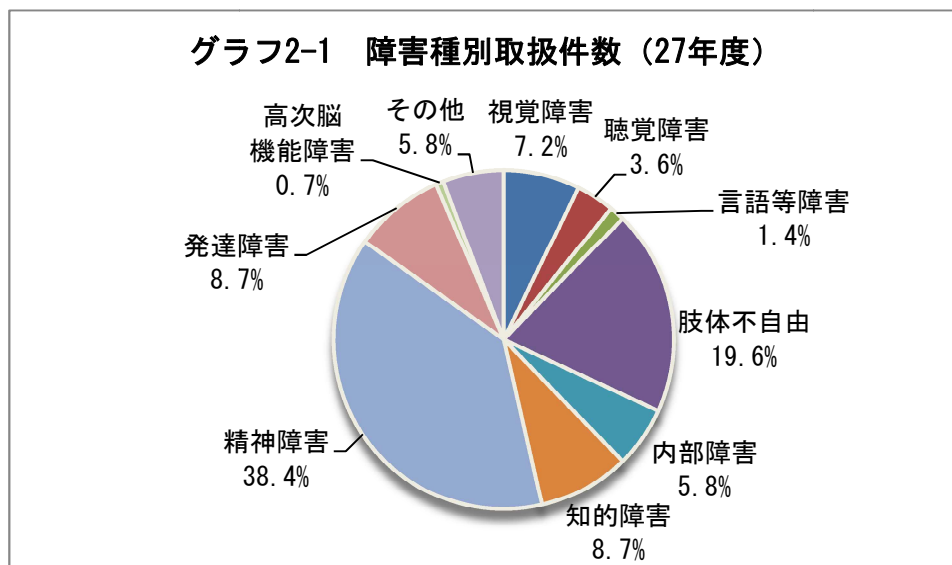
障害種別	障害者数	割合	相談件数	割合
視覚障害	11,327	3.6%	10	7.2%
聴覚障害	12,913	4.2%	5	3.6%
言語等障害	2,489	0.8%	2	1.4%
肢体不自由	98,260	31.7%	27	19.6%
内部障害	59,034	19.0%	8	5.8%
(身体障害合計)	(184,023)	(59.3%)	(52)	(37.7%)
知的障害	38,559	12.4%	12	8.7%
精神障害	87,827	28.3%	53	38.4%
発達障害	—		12	8.7%
高次脳機能障害	—		1	0.7%
その他			8	5.8%
合計	310,409	100%	138	100%

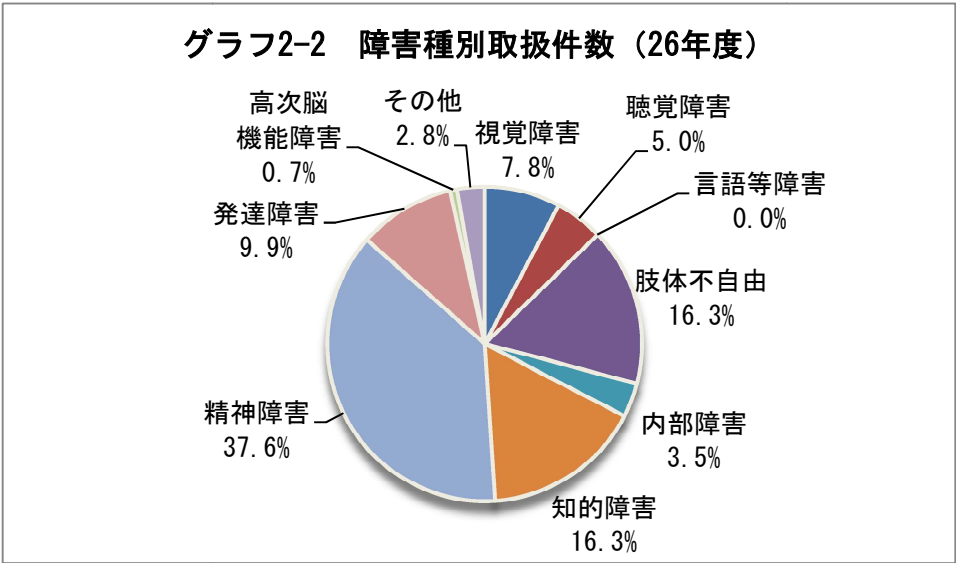
※ ・障害者数は、身体障害及び知的障害については手帳保持者数、精神障害については在院患者数と障害者自立支援医療の受給者数の合計。時点は、平成28年3月末（ただし、在院患者数は平成28年6月末）。

・発達障害及び高次脳機能障害のある人の数については、手帳制度のように行政において把握する方法がないため、計上していない。

(注) ・重複障害のある方については、主な障害種別でカウントした。

・割合については、四捨五入して表記したため100%にならないことがある。





〔概況〕

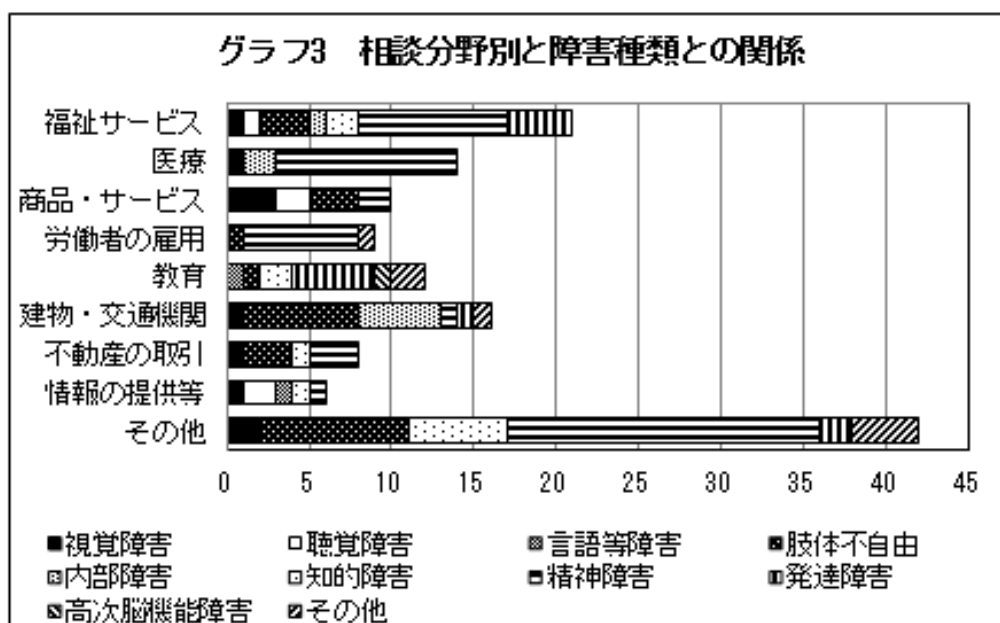
平成 27 年度に相談のあった 138 件を障害種別ごとに分類すると、「精神障害」が 53 件（38.4%）と最も多く、次いで身体障害の「肢体不自由」が 27 件（19.6%）となっている。「知的障害」の相談は、平成 26 年度には 23 件であったが、平成 27 年度は 12 件と減少した。

また、これらの障害種別の相談件数割合を、千葉県における障害種別の障害者数割合と比較すると、障害者数の割合に比べ、「内部障害」や「肢体不自由」については相談件数の割合が少なく、逆に「精神障害」が多い傾向にある。

3 相談分野と障害種別との関係

相談分野別と障害種別ごとに相談件数を分類すると下表のようになる。

	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	(身体小計)	知的	精神	発達	高次脳	その他	計
福祉	1	1		3	1	(6)	2	9	4			21
医療	1				2	(3)		11				14
商・サ	3	2		3		(8)		2				10
雇用				1		(1)		7			1	9
教育			1	1		(2)	2		5	1	2	12
建・交	1			7	5	(13)		1	1		1	16
不動産	1			3		(4)	1	3				8
情報	1	2	1			(4)	1	1				6
その他	2			9		(11)	6	19	2		4	42
計	10	5	2	27	8	(52)	12	53	12	1	8	138



〔概況〕

(1) 相談分野からみた相談状況

相談分野ごとにどのような障害のある人からの相談が多いかをみると、「福祉サービス」の相談件数が例年同様に 21 件と多く、障害の種類を問わず、さまざまな障害のある人から相談が寄せられているが、なかでも「精神障害」のある人からの相談が多い。

また、「建物・交通機関」の相談 16 件は、「肢体不自由」と「内部障害」のある人からの相談が多く、「医療」の相談 14 件、「労働者の雇用」の相談 9 件、「その他」の相談 42 件については、「精神障害」のある人からの相談が圧倒的に多い。

(2) 障害種別からみた相談状況

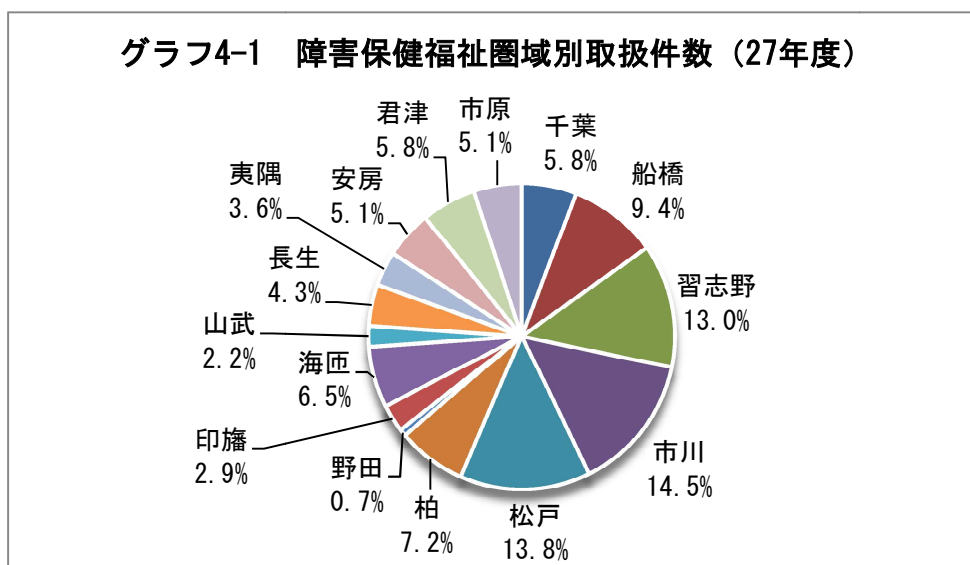
障害種別ごとに、どのような分野の相談があったかについてみると、

- ① 「身体障害」のある人からの相談の 52 件については、「その他」の相談の 11 件を除くと、「建物・交通機関」の相談が 13 件と多く、次いで「商品・サービス」の相談が 8 件、「福祉サービス」の相談が 6 件となっている。相談の多くは、「肢体不自由」及び「視覚障害」のある人からの相談であった。
- ② 「知的障害」のある人からの相談の 12 件については、「その他」の相談が 6 件と半数を占め、虐待が疑われる相談が多く寄せられた。
- ③ 「精神障害」のある人からの相談の 53 件については、「その他」の相談の 19 件を除くと、「医療」の相談が 11 件と多く、次いで「福祉サービス」の相談が 9 件、「労働者の雇用」の相談が 7 件となっている。「その他」の相談では、近隣住民が障害を理解してくれない、差別的発言を受けたという相談が多い。「発達障害」のある人からの相談 12 件については、「教育」の相談が 5 件、「福祉サービス」の相談が 4 件と多くを占めていた。

4 障害保健福祉圏域別取扱件数

千葉	8	松戸	19	香取	0	夷隅	5	
船橋	13	柏	10	海匝	9	安房	7	
習志野	18	野田	1	山武	3	君津	8	
市川	20	印旛	4	長生	6	市原	7	
							総合計	138

(注) 事案の対応をした圏域でカウントした。



(注) 割合については、四捨五入して表記したため 100%にならないことがある。

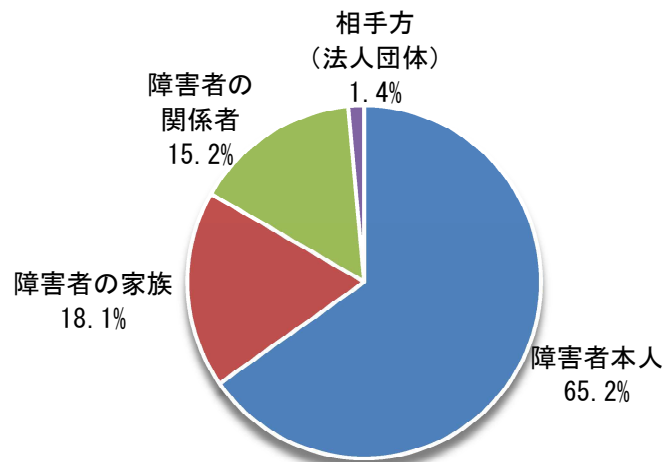
〔概況〕

平成 27 年度に相談のあった 138 件を障害保健福祉圏域別に整理すると、市川が 20 件 (14.5%) と最も多く、次いで松戸が 19 件 (13.8%)、習志野 18 件 (13.0%)、船橋 13 件 (9.4%) の順となっている。

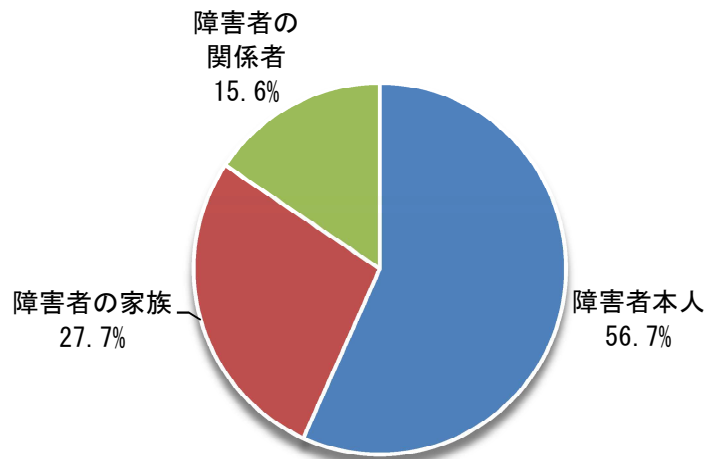
5 相談者別取扱件数

	27 年度	26 年度		27 年度	26 年度
障害者本人	90	80	相手方 (個人)	0	0
障害者の家族	25	39	相手方 (法人団体)	2	0
障害者の関係者	21	22	その他	0	0
			総合計	138	141

グラフ5-1 相談者別取扱件数（27年度）



グラフ5-2 相談者別取扱件数（26年度）



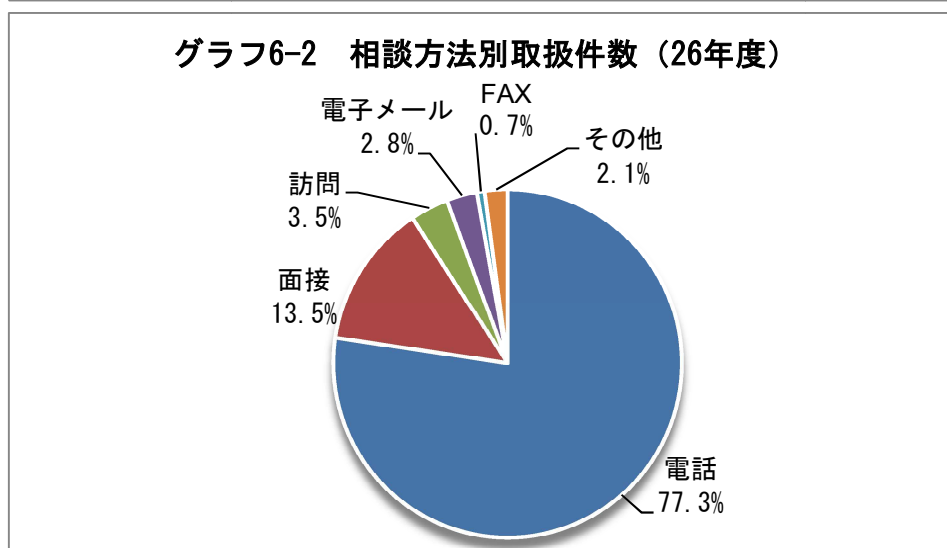
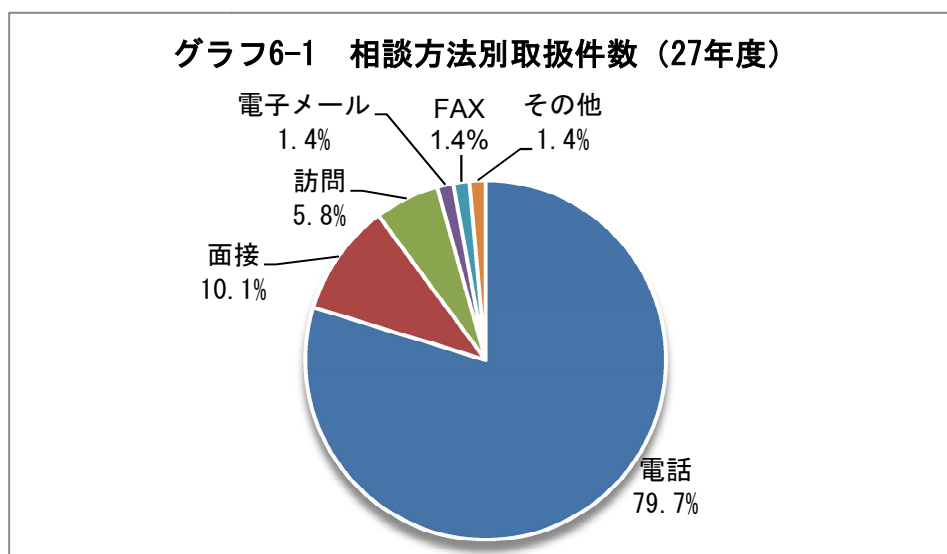
〔概況〕

平成 27 年度に相談のあった 138 件を相談者別に整理すると、障害者本人からの相談が 90 件（65.2%）と最も多く、次いで障害者の家族からの相談が 25 件（18.1%）、障害者の関係者からの相談が 21 件（15.2%）となっている。

なお、条例の相談は、障害者側だけでなく、差別をしたとされる側に当たる相手方にも相談窓口が開かれているが、平成 27 年度においては、相手方である法人・団体の職員から 2 件（1.4%）の相談が寄せられた。その相談内容としては、障害のある人との間でトラブルが起きている、あるいは起きそうだが、障害のある方にどのような配慮をしたらよいかという具体的な対応の助言を求めてくるものであった。

6 相談方法別取扱件数

	27年度	26年度		27年度	26年度
電話	110	109	電子メール	2	4
面接	14	19	FAX	2	1
訪問	8	5	その他	2	3
			総合計	138	141



（注）割合については、四捨五入して表記したため100%にならないことがある。

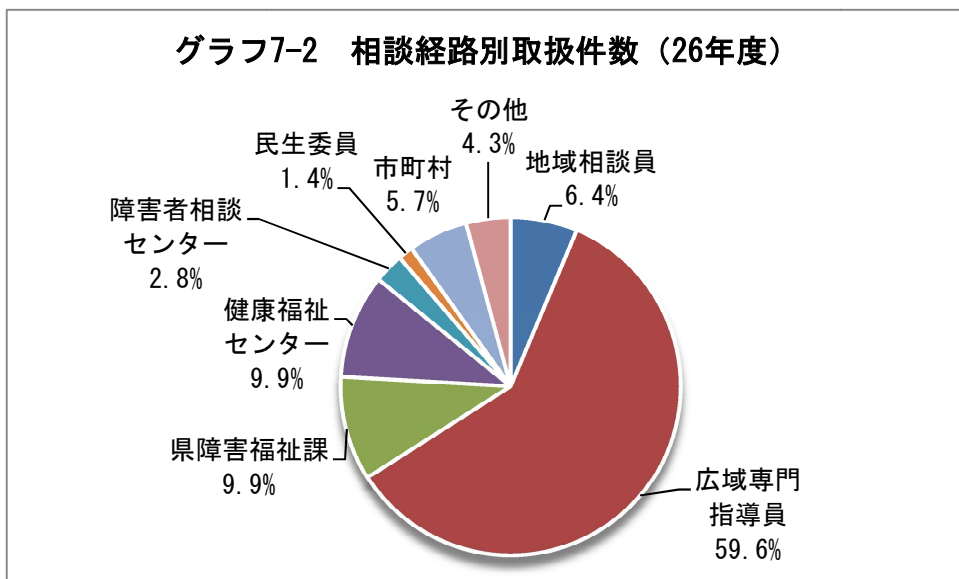
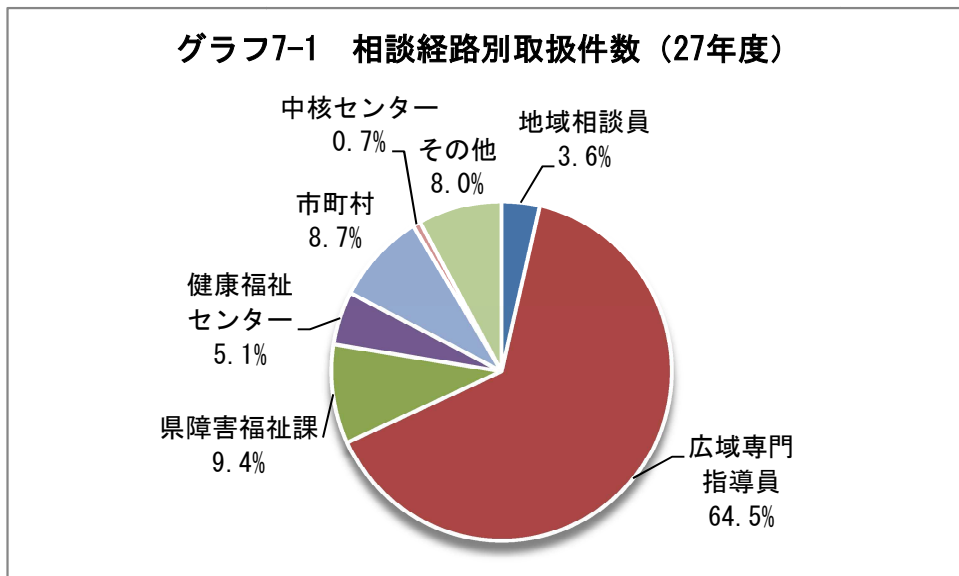
〔概況〕

平成27年度に相談のあった138件を相談方法別に整理すると、電話による相談が110件（79.7%）と最も多く、次いで、来所による面接相談が14件（10.1%）となっている。

7 相談経路別取扱件数

	27年度	26年度		27年度	26年度
地域相談員	5	9	民生委員	0	2
広域専門指導員	89	84	市町村	12	8
県障害福祉課	13	14	中核センター（注）	1	0
健康福祉センター	7	14	その他	11	6
障害者相談センター	0	4	総合計	138	141

（注）中核地域生活支援センターの略



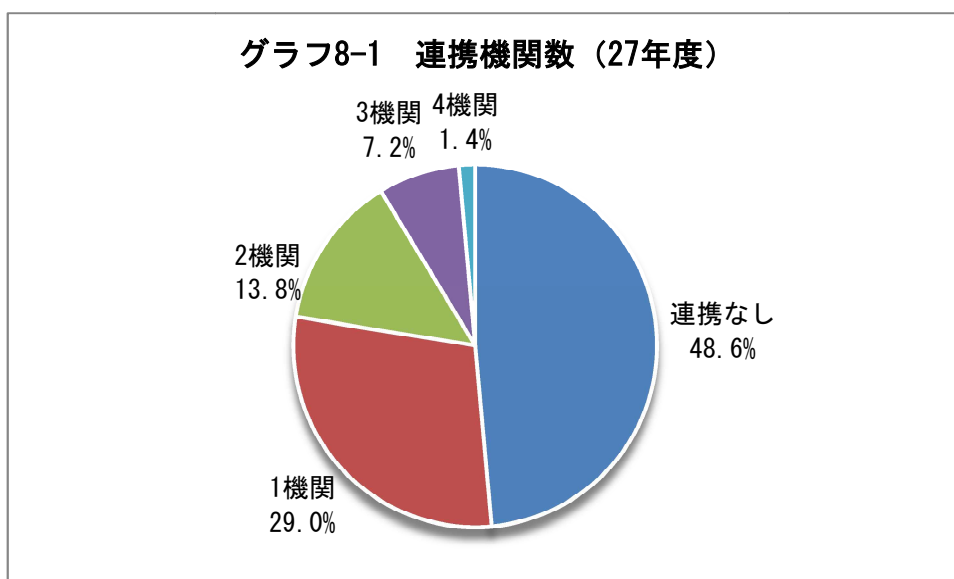
〔概況〕

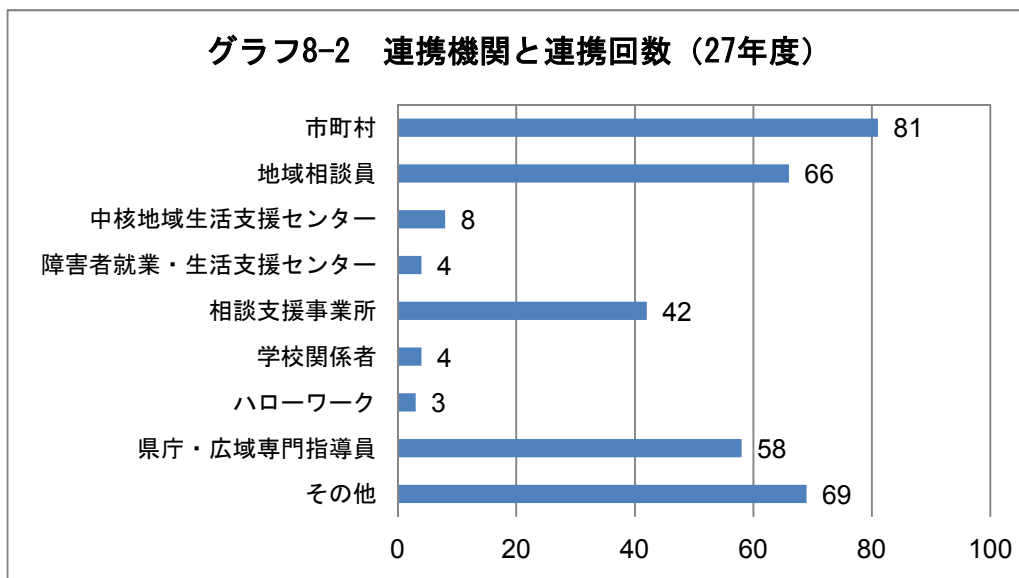
平成 27 年度に相談のあった 138 件を相談経路別に整理すると、広域専門指導員が最初に相談を受けたケースが 89 件（64.5%）と最も多く、次いで県障害福祉課が 13 件（9.4%）、市町村が 12 件（8.7%）の順となっている。

特に、市町村を経由して相談を受けるケースが平成 25 年度から増えている。

8 地域相談員や他機関との連携状況

他機関との連携の有無(件数)			
連携なし	67		
連携あり	71	内 訳	1 機関 40
		(1 事案に対する	2 機関 19
		連携機関の数)	3 機関 10
			4 機関 2
			5 機関以上 0
合 計	138		





〔概況〕

平成 27 年度に相談のあった 138 件のうち、広域専門指導員が相談活動を進めていく中で、どの機関と連携を図ったかについて整理した。なお、継続中の事案については、平成 27 年度末現在の段階で連携のあった機関等を抽出している。

広域専門指導員が地域相談員や他機関と連携したものは、71 件（51.4%）で、そのうち 1 機関と連携したものが 40 件（29.0%）と最も多く約半数を占め、2 機関以上の複数の機関と連携を図ったものは 31 件（22.5%）となっている。

これは、条例相談の問題の解決に当たっては、単に差別をしたとされる相手方との調整だけでなく、相談者を取り巻く関係機関の調整も必要とされることや、複数の関係機関が連携を図らなければならないことを表している。平成 25 年度以降、条例相談窓口に寄せられた差別に関する相談のうち、半数以上の事案は関係機関と連携を図りながら対応している。

連携している機関等とその連携回数については、グラフ 8-2 のとおり、市町村がのべ 81 回と最も多く、次いで地域相談員がのべ 66 回、県庁・広域専門指導員が延べ 58 回、相談支援事業所がのべ 42 回となっている。地域相談員の場合、12 ページの相談経路別取扱件数をみてもわかるとおり、地域相談員に直接、相談が寄せられる件数は少ないが、相談の問題解決にあたっては、広域専門指導員は地域相談員の個々の専門性を考慮した上で協力を依頼し、両者が協働して活動を行っている。

その他ののべ 69 回は、障害児関係の相談機関や民生委員、広域専門指導員が所属するセンター内の専門職種など多岐にわたっている。

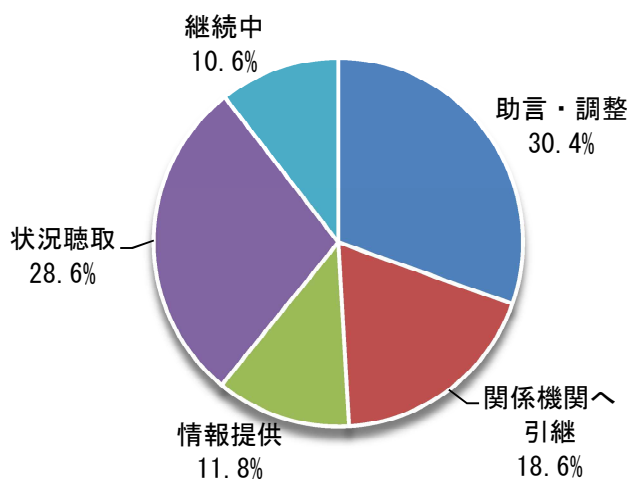
他機関との連携がなく終結した 67 件については、相談者から特に調整活動の希望はなく、話を聞くだけで終結した事案や情報提供のみで終わった事案が多かった。

9 相談態様別活動状況

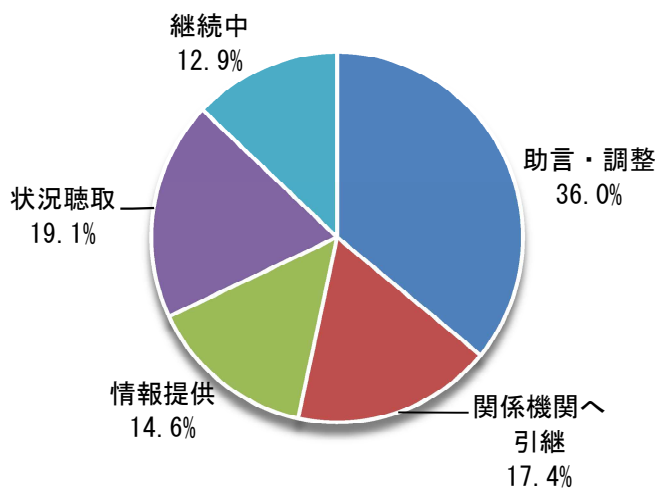
相談態様	27年度			26年度		
	件数	活動回数	平均回数	件数	活動回数	平均回数
(1)助言・調整	49	597	12.2	64	798	12.5
(2)関係機関へ引継	30	249	8.3	31	210	6.8
(3)情報提供	19	106	5.6	26	324	12.5
(4)状況聴取	46	261	5.7	34	179	5.3
終結件数 計	144	1,213	8.4	155	1,511	9.7
継続中	17	180	10.6	23	426	18.5
合計 ※	161	1,393	8.7	178	1,937	10.9

※前年度からの引継ぎ事案も含む

グラフ9-1 相談態様別活動状況（27年度）



グラフ9-2 相談態様別活動状況（26年度）



〔概況〕

平成 27 年度においては、年度内に相談のあった 138 件のほか、平成 26 年度から引き継いだ 23 件を含めた計 161 件について、延べ 1,393 回の相談活動を実施した（ここでいう相談活動とは、電話相談や訪問等による面接相談、関係機関に繋げるための連絡調整、当事者間に入り問題解決を行う調整活動等、広域専門指導員が行う活動を指す。）。

また、この 161 件のうち、144 件（89.4%）は年度内に終結している。

なお、161 件を相談態様別に整理すると、「助言・調整」を行った事案が 49 件（30.4%）、「関係機関」に引き継いだ事案が 30 件（18.6%）、本人に「情報提供」をして終わった事案が 19 件（11.8%）、相談者の意向等により話を聞いたのみの事案（「状況聴取」）が 46 件（28.6%）、「継続中」が 17 件（10.6%）となっている。

Ⅲ 相談事例からみた相談活動の状況

第Ⅲ章では、平成 27 年度にどのような相談が寄せられたか、また、それに対しどのように活動して解決してきたのかを分野別に整理した。

1 各分野における相談事例

(事例は、個人情報の保護の観点から、実際のを基に再構成している。また、文章中の「本人」とは、事例の障害当事者のことを指している。)

(1) 福祉サービス

【事例 1】 グループホームを開設することに地域住民が反対している。

【相談者】 福祉サービスを提供する事業所の職員

【相談の内容】

精神障害のある人が入居するグループホームを開設する予定で、地域住民に対し説明会を開催し、理解を求めてきたが、強固に反対している人がいて困っている。反対の理由としては、「障害者施設が近くに建つことで周辺の地価が下がる。」「入居者が何をかわからない。」ということだった。できれば地域住民全ての人に理解を得て、地域で受け入れてもらいたい。

【対応と結果】

- 1 広域専門指導員から、グループホームの開設について地域住民の同意を得なければならない規定はないが、障害について理解してもらい、障害のある人に対する偏見や恐怖心を和らげるために、説明会のなかで入居予定者の様子や病院とも連携して対応していることなどを伝えてはどうか。また、障害者施設について理解してもらうため、施設の見学会を開催してはどうか提案した。
- 2 その後、相談者は開設後のトラブルを避けるために弁護士に相談することになり、終結した。

福祉サービスの分野の相談では、サービス提供者から差別的なことを言われた、障害特性の理解がなく、障害特性に応じた配慮がないといった相談が毎年寄せられている。職員の何気ない言動や対応に傷つき、つらい思いを抱え、相談にくる人も多い。サービス提供者はそのようなつもりがなくても、受け止め方によっては誤解が生じ、関係がこじれてしまうこともある。広域専門指導員が相談者とサービス提供者の間に入り、双方から事情を聴く中で、問題となっている認識のずれをなくすよう調整し、解決に導いている。

平成 27 年度は、サービスを提供する側からも相談が寄せられた。事例 1 は、グループホームを開設しようとしたら地域住民の理解が得られず反対されたという相談であった。この他にも、入居者に対する地域住民の偏見があるといった相談が寄せられており、広域専門指導員は障害者グループホーム等支援ワーカーと連携をとりながら対応した。

平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法の附帯決議では、グループホーム等

を含む障害者関連施設の許可等に際して、周辺住民の同意を求めないことを徹底するとされているが、障害のある人に対する理解が不十分なことから差別が生じていることを踏まえ、地域住民の理解が得られるよう今後も積極的に啓発活動を行っていく必要がある。

(2) 医療

【事例 2】 救急搬送時及び病院において配慮がなかった。

【相談者】 視覚障害のある人

【相談の内容】

父親が倒れたため救急車を呼んだ際、救急隊員から同乗するよう言われたので、相談者は視覚障害があるため、後から家族と行くと伝えましたが、再度、同乗を求められた。搬送された病院ではトイレの場所もわからず、病院職員のご案内もなかったため、とても不安な思いをした。

救急車には必ず同乗しなければいけないのか。もう少し配慮してほしい。

【対応と結果】

- 1 消防本部を訪問し、救急車の同乗について確認した。救急車に家族の同乗を義務付けたルールはないが、病院側から緊急手術になる場合に同意書の記入が必要になるため家族を連れてきてほしいと要望があり、障害があってもなくても家族に同乗を求めているとのことだった。
- 2 広域専門指導員からは、視覚障害のある人は相手の顔色を窺うことができないため、一方的に同乗を強要されたと感じてしまうこともある。ただ同乗を求めるのではなく、急変時に同意書の記入が必要なことや、日頃の状態を知っている家族が同乗することで病状を正確に伝えることができ、適切な処置が行えることなど、お互いのために必要であることを詳しく説明する必要があったと伝えた。
消防本部の職員からは、障害のある人への配慮について救急隊員に伝え、今後は配慮していくと回答があった。
- 3 病院を訪問し、事務局長や看護師から状況を聴取した。病院側からは、患者を救うことが第一になるため、同乗していた家族に気を配る余裕がなく、家族に障害があることに気付かなかったのかもしれない。白杖を持っていても今すぐ配慮が必要かの判断が難しい。何かの意思表示や救急隊員から申し送りがあれば、病院に 24 時間いる受付職員や警備員を案内することができた。これを機会に、障害に対する配慮について、院内で周知していくと回答があった。
- 4 相談者に消防本部と病院を訪問した結果を報告した。相談者からは、「救急隊や病院側の事情は理解できる。自分も白杖を折りたたんで持っていたので気付いてもらえなかったのかもしれないが、「30 分したら声かけますね」等の一言があれば不安なく待つことができた。今回、救急隊と病院側

に障害のある人が困っていることを周知してもらえたのでよかった。」として終結した。

平成27年度においては、医療の分野の相談が増えており、医療従事者から不適切な言動や対応を受けたという相談や、治療や検査について納得いく説明がなかったという相談が多い。また、患者の家族に障害があることで診察を拒否されたり、見舞いや付添いの際、障害のある家族が医療従事者から心ない言葉を言われたり、配慮のない対応をされたりしたという相談もあった。

事例2は、障害のある家族からの相談で、救急搬送時と搬送先の病院での対応に配慮がなかったという相談である。付添者の中には配慮が必要な人もいるため、同乗を求める際には、医療提供側と患者側双方にとってメリットがあることが理解できるよう、急を要する場面でも丁寧に対応することが必要であり、個々の状態に応じた配慮がなされるよう広域専門指導員は理解を求めた。

医療の分野における調整活動では、広域専門指導員が相手側から事情を聴き、対応の改善や配慮について求めると、相手側は問題が生じた状況を確認し、障害のある人に誤解や不快な思いをさせたことを反省して、早急に解決に向けて取り組む場合が多い。

広域専門指導員は、今後も機会を捉えては医療機関に対する啓発活動を行い、障害のある人が納得した医療が受けられるように十分説明を行うとともに、個々の障害特性に応じて不安や緊張を取り除くような配慮を求めていく必要がある。

(3) 商品及びサービスの提供

【事例3】 盲導犬を同伴しての施設利用を断られた。

【相談者】 視覚障害のある人

【相談の内容】

運動施設に行った際、盲導犬と一緒にいると周りの利用者に迷惑がかかるとして、利用を断られた。これは差別ではないかと地域相談員に相談が寄せられた。

【対応と結果】

- 1 地域相談員から連絡を受けた広域専門指導員は、以下について地域相談員に助言した。
 - ① 身体障害者補助犬法について相手方に説明し、理解を求めること
 - ② 盲導犬の同伴を拒むやむを得ない理由があればきちんと説明するよう相手方に求めること
- 2 地域相談員は相手方を訪問し、条例と身体障害者補助犬法について説明し障害のある人への配慮をお願いした。相手方からは、「補助犬法について知らなかった。それなら拒む理由はない。」と理解が得られ、今後は利用をお断りすることはないとの回答を得た。

3 地域相談員が相談者に結果を報告し、納得されたので終結した。

商品及びサービスの提供の分野では、サービス提供側の障害や障害のある人への理解不足から適切な配慮がなく、差別的な言葉を言われたという相談や、サービスの提供を拒否されたり、条件を付けられたりしたという相談が寄せられている。

事例3は、地域相談員に寄せられた相談で、相手方が身体障害者補助犬法について知らなかったことで施設利用を拒否した事例である。

身体障害者補助犬法では、国や地方公共団体等の施設、公共交通機関、その他不特定かつ多数の人が利用する場所では補助犬の同伴を拒んではならないと定められている。また、都道府県・政令市・中核市が補助犬使用者または受入側施設の管理者等から苦情や相談の申し出を受けたときは、必要な助言、指導等を行うことなどが定められており、相談活動にあたっては、こうした関連する法律等で定められた内容をきちんと踏まえた上で対応していくことが必要である。

この事例では、地域相談員の説明により相手方の理解が得られ解決したが、社会における補助犬の受入れや理解は十分とはいえず、今後も理解の促進に努める必要がある。



「ほじょ犬マーク」
身体障害者補助犬同伴の
啓発のためのマーク

(4) 労働者の雇用

【事例4】 職場で障害に応じた配慮がない。

【相談者】 精神障害と発達障害のある人

【相談の内容】

職場において、病状の理解と今後の対応について、産業医を含め上司と話し合いを持った。産業医からは、他職員と離れた場所で仕事ができるよう別室を用意すること、指示系統を統一し、複数の仕事を指示しないことなど、職場における配慮についてアドバイスがあったが、現場では全く守られていない。複数の仕事を指示されると優先順位が付けられず、パニックになってしまう。調整活動は望まないが、障害の特性を踏まえた配慮について職場に啓発してほしい。

【対応と結果】

- 1 職場を訪問して人事担当者と産業医に面会し、条例と障害者虐待防止法及び障害者差別解消法が記載されたパンフレットを用いて説明を行った。また、障害のある人への配慮について理解を求め、産業医の指示のもと適切な対応を行うよう各部署に周知・啓発してほしいとお願いした。

人事担当者からは、近々、職場全体の会議があるため、パンフレットを各

部署に配布し、障害のある人への配慮について理解と啓発を行いたいと回答を得た。

2 その後、人事担当者から連絡があり、会議で説明したところ、幹部職員も理解を示し、今後も積極的に各部署に周知を図っていくと報告があった。

3 結果を相談者に伝えたところ、納得されたため終結した。

労働者の雇用の分野においては、精神障害のある人からの相談が多く、事例4のように障害特性に応じた配慮がないといった相談や、障害があることを職場に伝えたら退職を求められたといった相談が寄せられている。

平成28年4月からは改正障害者雇用促進法の施行により、雇用の分野で障害のある人に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務付けられる。合理的配慮は障害のある人一人一人の状態や職場の状況などに応じて求められるものが異なり、具体的にどのような措置をとるかについては、障害のある人と事業主とでよく話し合った上で決める必要がある。

今後、広域専門指導員は雇用の分野における差別に関する相談を受けたら、事業主に設置される相談窓口や労働局等につなぐことが多くなるが、事業主との話し合いで障害のある人が自らの意向をきちんと伝えることができるように、働く上で支障になっている問題を整理したり、どのような配慮があれば働きやすくなるかを障害のある人と一緒に考えたりするなどの後方支援が多くなると思われる。

また、雇用の分野においては、使用者による虐待の可能性も視野に入れた対応が必要であり、相談を受けた広域専門指導員は県障害福祉課と連携を取りながら相談活動を進めていく必要がある。

障害者虐待防止法をご存じですか?

障害のある人への虐待は、いまだに全国で後を絶ちません。

障害のある人が尊厳を保ち、安心して暮らしていけるよう、平成24年10月から、虐待を発見した場合の通報義務を定めたり、虐待を受けた人の保護や家族の負担の軽減、虐待防止などを図るための法律がスタートしました。

虐待を早期に発見し適切に対応すること、そして、地域全体で障害のある人とその家族を支援していくことが大切です。

千葉県では、現在、約29万人の方が、身体的、知的、または精神的な障害を抱えて暮らしています。(平成25年3月末現在)

高齢化や社会環境の変化等により、今後、この数は更に増加すると思われます。

行政、事業主、団体、個人など、様々な立場の県民が力を合わせ、条例を適して、障害のある人への誤解や偏見による不利益な取扱いをなくしたり、社会参加を妨げている建物や制度等の障壁を解消し、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めていきましょう。

千葉県には障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例があります

千葉県

障害のある人への差別をなくそう

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)ができました

障害者差別解消法は、障害のある人もない人も障害によって分け隔てられることなく、お互い的人格や個性を尊重し合い、共に生きる社会をつくることを目指して作られました。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止しています。

千葉県には「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(以下「障害者条例」という)」があります。この障害者条例と障害者差別解消法を通じて、障害のある人に対する様々な差別の解消を進め、誰もが暮らしやすい千葉県づくりを進めていきましょう。

千葉県には障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例があります

千葉県

広域専門指導員が配布したパンフレット2種類

(5) 教育

【事例5】 障害を理由に行事への参加が制限されている。

【相談者】 幼稚園に通う発達障害のある子どもの保護者

【相談の内容】

本人に落ち着きがなく、手がかかることを理由に行事への参加が制限されている。保護者は、他の子どもたちとの触れ合いやたくさんの経験を通して成長させたい、障害を理由に参加を制限しないでほしいと希望する。

【対応と結果】

- 1 保護者の思いを傾聴した。保護者は、広域専門指導員に話をしたことで、「これまで抱え込んで悶々としていたが、気持ちが楽になった。幼稚園にも気軽に相談できる窓口があるといい。」と話された。
- 2 広域専門指導員が幼稚園を訪問し、園長と面接した。相談内容と保護者の思いを伝え、条例と障害者差別解消法について説明した。
園長からは、他にも障害のある子どもが通園しており、職員の負担が大きい現状があるが、今回、保護者が長い間、悩み続け、我慢していたことを知り、今後は本人の成長をみながら、保護者とよく相談し、前向きに取り組んでいきたいと回答があった。
広域専門指導員からは、保護者が悩みを気軽に相談できる体制づくりや、行事への参加について保護者が納得できるよう話し合いを密にしてほしいことなどをお願いした。
- 3 上記結果を保護者に報告したところ、納得が得られたため終結した。

教育分野においては、障害のある児童・生徒に対して障害特性に応じた配慮がなされない、障害があることで行事の参加等を制限されるといった相談が寄せられている。保護者の中にはそうした不満や悩んでいることを直接、相手側に伝えることができず、長い間、一人で抱え込んでしまう人もいる。広域専門指導員は保護者の辛い思いを受け止め、相手側からも事情を確認して、障害のある子どもと保護者にとって一番よい方向で解決が図られるように、双方の意思疎通を図りながら活動している。

相談者からは、「広域専門指導員に話を聞いてもらえたことで、気持ちが楽になった。」「今後も困ったことがあれば相談できる窓口があって心強い。」などの言葉が聞かれており、広域専門指導員の存在が保護者の安心感につながっている。

(6) 建物等及び公共交通機関

【事例6】 電車内の優先席での配慮がない。

【相談者】 内部障害のある人

【相談の内容】

電車内の優先席付近で、混雑時に携帯電話を使用している人がいたり、配慮をお願いしても知らんぷりしたり、席を譲ってくれなかったりと配慮に欠ける。内部障害についてもっと理解して、車内での配慮をしてほしい。

【対応と結果】

- 1 相談者の意向を踏まえ、各駅に周知・啓発活動を行うことにし、近隣の圏域の広域専門指導員と連携して、各圏域内にある駅を訪問した。駅員にパンフレットを用いて条例と障害者差別解消法を説明し、駅構内に条例のポスター掲示の協力を依頼した。また、各鉄道会社における優先席付近での携帯電話マナーに関する車内アナウンスの状況を確認し、「ハート・プラスマーク」を優先席のマークに追加する動きはあるか確認したが、マークの追加については、特に動きはないとのことだった。
- 2 駅員のなかには「ハート・プラスマーク」を知らない人もいたため、内部障害について説明し、理解を求めた。市町村によっては身体障害者手帳交付時に「ハート・プラスマーク」ステッカーを配布しているところもあるため、内部障害のある人から相談を受けた際の配慮についてお願いした。
- 3 その後、多くの駅でポスターを掲示してくれていることが確認でき、相談者に周知活動をした結果を報告したところ、納得されたため終結した。

建物等及び公共交通機関分野の相談は、例年、バスへの乗車に関する相談が多く、肢体不自由のある人と内部障害のある人からの相談が多い。内部障害の場合、外見だけでは障害があることを理解してもらえないこともあり、外出のしづらさや利用のしづらさは多くの場面でみられる。

乗客一人ひとりのマナーの問題もあると思われるが、「ハート・プラスマーク」などの障害のある人に関するマークが普及することとあわせ、障害特性に応じた配慮が行われるように、広域専門指導員は障害への理解を求める啓発活動を続けている。



「ハート・プラスマーク」
身体内部に障害を持つ人を
表現しているマーク

(7) 不動産の取引

【事例7】 障害を理由に入居を断られた。

【相談者】 車いすを使用する肢体不自由のある人

【相談の内容】

ヘルパーとともに不動産業者に物件を探しに行き、気に入った物件が見つかったが、「車いすの人には危ないから貸せない。」と言われ、一方的に断ら

れた。部屋を借りたいので何とかして欲しい。

【対応と結果】

1 不動産業者の担当者に相談内容を伝え、状況の確認を行った。担当者は、貸主に確認をとったところ、「車いすの人には危ないから貸せない。」と言われたため、本人にそのままを伝えたとのことだった。

広域専門指導員からは、断るのであれば本人が納得できるよう説明してほしいこと、何が危ないのか本人の状況をきちんと確認して判断してほしいことを伝え、障害のある人への対応と配慮について理解を求めた。

担当者は、断った理由について説明が足りなかったことを認めただが、貸主の承諾が得られないことには契約は難しいとのことだった。

2 不動産分野に詳しい地域相談員に、障害のある人の賃貸トラブルについて相談し、障害のある人のための物件を扱っている不動産業者に関する情報収集を行った。賃貸トラブルを避けるため障害のある人へ貸すことをためらう貸主も多く、不動産業者だけの問題ではなく、貸主の意識を変えていく必要があることから、地域相談員とともに繰り返し周知を図っていくことにした。

3 相談者に、地域相談員から得た不動産業者の情報と、今後も継続して障害のある人への配慮を求める周知活動を行っていくことを伝え、相談者の了解を得て終結した。

不動産の取引の分野においては、障害があることを理由に入居を断られた、一方的に退去を迫られたといった相談が寄せられている。障害への誤解や偏見を取り除き、障害のある人が障害のない人と同等に地域で生活することができるように不動産仲介業者等に理解を求めることが必要である。

千葉県には「千葉県あんしん賃貸支援事業」があり、高齢者、障害者、外国人及び子育て世帯を受け入れる民間賃貸住宅や住まい探しに協力する不動産仲介業者の登録を行っており、これらの方々の円滑な入居をサポートする仕組みがある。障害のある人と賃貸人双方の不安が解消され、誰もが安心して住まい探しができるよう、こうした事業を積極的に活用していく必要がある。

(8) 情報の提供等

【事例8】 行政機関から送られてくる書類にルビがないので読めない。

【相談者】 知的障害のある人

【相談の内容】

行政機関から様々な書類が送られてくるが、漢字が多く、ルビがないため内容が理解できない。職員にルビを付けてもらえないかお願いしたが断られ、書類の説明を求めたら嫌な顔をされたこともあった。全ての文書にルビがなくとも、表題にルビがあれば、支援者に伝えて助けを求めることができる。内容も箇条書きにしてくれれば理解しやすい。

【対応と結果】

- 1 当該機関を訪問し、相談内容を伝え、条例と障害者差別解消法について説明し、障害のある人への合理的配慮をお願いした。当該機関からは、障害者差別解消法が施行されることから、障害のある人への情報保障における配慮についてどのような対応ができるか検討するとの回答を得た。
- 2 当該機関で検討した結果、全ての書類にルビを付けることは難しいが、窓口に1部ルビ付きのものを用意し、いつでも閲覧できるようにすることや、送付文書をわかりやすく工夫すること（例えば、「重要なお知らせ」、「提出が必要」、「読むだけでいい」など）、担当職員が個別に対応することなど、様々な意見が出された。これらの意見をもとに、相談者に対しては担当職員が個別に説明する日を設けることで対応していくことになった。
- 3 相談者に上記結果を報告した。その後、当該機関から一部ではあるが表題にルビのある文書が送られてきており、すぐに配慮がなされたことで相談者は納得し、終結した。

情報の提供等における分野では、聴覚障害のある人から「手話通訳をつけてもらえない。」といった相談や、視覚障害のある人から「選挙に関する情報がもらえず、立候補者のことがわからない。」といった相談が寄せられている。

事例8では、知的障害のある人から文書にルビを付けるよう配慮を求める相談であった。障害者差別解消法では、行政機関等における「不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮の提供」が義務付けられていることから、行政機関において意識が高まっており、広域専門指導員が対応をお願いすると早急に検討し、解決が図られた。

わかりやすい行政文書は、知的障害のある人だけではなく、外国人や子どもへの配慮ともなるため、行政機関のさらなる意識の向上も必要である。

（9）その他

【事例9-1】差別をされるとされる相手側からの相談

【相談者】公共施設の職員

【相談の内容】

知的障害があると思われる人が、毎日、同じ時間帯に訪れ、施設内のトイレでトイレットペーパーを全部巻き取ってしまう。トイレットペーパーを棚に置いて同じ行動をとる。このままでは予算不足になることや、他の利用者とトラブルになることが心配される。施設に来ることを拒んでもよいか。職員はどのように対応したらいいのか教えてほしい。

【対応と結果】

- 1 施設の利用を拒否することは障害を理由とする差別に該当することを説明し、まずは現地の状況確認を行うことにした。現地を訪問したところ、

定刻に本人が現れ、トイレに直行する姿があった。広域専門指導員は本人に声をかけ挨拶し、話をする中で本人の名前や利用している通所施設を確認することができた。

- 2 本人の障害特性を踏まえた対応を検討する必要があると考え、本人が利用している通所施設の施設長に相談することにした。また、家族からも本人の対応について話を聞くことができないか相談したところ、施設長が家族との面談を調整してくれることになった。
- 3 通所施設の施設長と家族と面会し、本人は水へのこだわりがありトイレが好きなこと、ほめれば喜んでやること、家庭内ではトイレットペーパーの長さを決めて教えていることなど、本人の状況について話を聞くことができた。また、施設長からは、公共施設で対応に困ったことがあれば連携して対応する意向が示され、家族としては、本人が障害を持ちながらも、人として守らなければならない社会のルールを覚えてもらいたいと希望があった。
- 4 通所施設の施設長とともに公共施設を訪問し、本人への対応方法について話し合った。まずは施設長から障害特性について説明し、対応方法について助言した。今後、本人が公共施設を訪れた際には、職員の方から本人に挨拶し、「トイレットペーパーの使用は控えめにしてください。」と言うことや、必要によりトイレットペーパーの長さを見せること（視覚的にアプローチする）、成功したら褒めること、迷惑行為があれば注意することなど、職員が統一した対応をとることになった。この話し合いにより、公共施設の職員からは、「相談できる機関ができたので安心して対応できる。」との言葉が聞かれた。
- 5 上記の経過を家族に報告したところ、「本人が安心してトイレが使えるよう支援してもらうことで外出の機会が増えるし、社会のルールを学べることになるのでうれしい。」と家族の安心感にもつながった。

【事例 9-2】 警察官に障害について理解して欲しい。

【相談者】 知的障害のある子どもの保護者

【相談の内容】

子どもが小さい頃から自宅を逃げ出す状況があり、たびたび警察に保護されることがあった。警察官の中には本人のことを理解し、よく面倒を見てくれる人がいたが、その人が異動してしまい、他の警察官からは厳しく注意を受けるようになった。最近も警察官から注意を受け、悲しい思いをした。警察官に障害について理解してほしい。

【対応と結果】

- 1 警察署の担当課長に保護者からの相談内容を伝えたところ、担当課長からは、直接、保護者から話を聞いて今後の対応を検討したいと希望があり、広域専門指導員も同席して面談を行うことになった。
- 2 面談では、保護者から、障害があることでの大変さやこれまでの苦労が

話され、この街で成長していく子どもを温かく見守ってほしいと伝えられた。

担当課長からは、保護者の気持ちはよくわかった。本人のことを理解して見守る関係ができたら良いと思う。警察は異動があるので引継ぎもスムーズにしていきたい。できれば本人の最近の写真等があれば、本署や近隣の交番と共有して、何かあれば力になれるように体制を整えたい。今後も遠慮なく相談してほしいと話があった。

広域専門指導員からは、警察官も障害のある人への関わりに悩む状況もあると思われるが、普段から子どもとの関係が出来ていれば、また違った対応ができた可能性もある。障害について研修会等を開催する際には広域専門指導員も協力することが出来る旨、伝えた。

- 3 後日、保護者から連絡があり、近隣の交番に子どもと一緒に挨拶に行ったところ、対応した警察官が優しく話しかけてくれて子どもも嬉しそうだった。交番の警察官から何かあれば相談に乗ると言ってもらえたのでよかったと報告があった。

条例で規定している差別の 8 つの分野に該当しない相談についても、障害を理由につらい思いをされた場合は、「その他」の分野として相談にあたってきた。「その他」の相談では、近所の人や家族から差別的なことを言われた、嫌がらせを受けたといった相談や、自治会でのトラブルに関する相談が多い。

また、相談自体は少ないが、事例 9-1 のように、差別をするとされる相手側から相談が寄せられることもある。障害者差別解消法が施行されたことで、今後、このように相手側から助言を求められる相談が増えることが予想される。相談を受けた広域専門指導員は、これまでの経験を踏まえた助言や情報提供を行い、必要に応じて関係機関と連携を図るなど、差別を未然に防ぐような対応も必要になってくる。

事例 9-2 は、知的障害のある子どもに対する警察官の対応についての相談である。この相談の他にも、警察官から厳しい言葉を言われた、障害について理解してもらえず不適切な対応をされたといった相談が寄せられている。障害のある人の行動が理解されずに、時には犯罪者扱いされる状況があり、本人や保護者が困惑する一方で、現場の警察官も障害のある人への対応に苦慮する場面も多い。

この事例では、双方が顔を会わせ、話し合える機会を設けたことで相互理解が得られ、何かあった際に相談できる関係を築くことができた。障害のある人が地域で安心して暮らせるように、広域専門指導員は警察官に対して障害の理解が進むよう働きかけていく必要がある。

2 相談活動のまとめ

(1) 障害のある人に寄り添った対応

広域専門指導員等に寄せられる相談では、障害を理由に差別をされたという相談のほか、相手の心ない言葉や対応に傷つき、つらい思いをしたという相談が多く寄せられている。また、相談者は自分の気持ちを上手く相手側に伝えることができず、一人で悩みを抱え込んでしまう人、「話を聞いてくれるだけでいい。」とつらい思いを吐き出す人、相手側に謝罪を求める人など、様々な思いを抱えて相談に至っている。

広域専門指導員等は、そうした相談者のつらい思いを十分傾聴し、何に不満や差別を感じたのか、どのような配慮があればよかったか、どのような解決を望むのかなど、相談者の主訴や意向を丁寧に聴き取るようにしている。

調整活動では、相手側からも事情を聴き、双方の理解と協力のもと話し合いにより解決策を見出していくが、必ずしも相談者の意向に沿う形で解決に至るわけではない。また、相談者が匿名を希望する場合は、調整活動による解決を図ることができない場合もある。しかし、差別で苦しむ障害のある人の思いを受け止め、寄り添いながら対応していくことで、「相談できる窓口があってよかった。」などの言葉が聞かれており、双方とも一定の理解や納得が得られる形で終結している。広域専門指導員等は、障害のある人が地域で生活していくうえでの支えとなるような相談活動が求められている。

一方で、相談したくてもできないような潜在的な相談をどのように掘り起こし、解決に導くか、顔の見える関係作りや周知活動も同様に求められる。

(2) 差別をなくすための相談活動

解決に向けて調整活動をしていく中で、既に当事者間の関係がこじれた状態で持ち込まれた相談については、解決に至るまでに時間を要することがある。関係がこじれた背景には、障害に対する理解不足や、双方のコミュニケーション不足から言葉の行き違いや誤解が生じていることが多い。広域専門指導員等が第三者的立場で間に入り、双方の意思疎通を図りながら、今後も問題が繰り返されることのないよう、必要に応じて関係機関と連携して問題の解決にあたり、当事者間の関係を修復している。

障害のある人が抱える生きづらさがなくなるためには、起きてしまった問題を解決していただくだけでなく、問題を未然に防いでいくことも重要である。平成27年度は差別をするとされる相手側からも相談が寄せられ、広域専門指導員はトラブルが起きないようにするための具体的な対応について助言を行った。障害者差別解消法が施行された後も差別をするとされる相手側からの相談が予想され、未然に防ぐためにも積極的に関わっていく必要がある。差別をなくすためにどうしたらいいかをお互いに考え、検討していくという過程が重要であり、その積み重ねにより障害への理解が促進され、誰もが暮らしやすい地域づくりに繋がっていくと考える。

IV その他の活動状況

1 広域専門指導員等連絡調整会議の開催

広域専門指導員は、さまざまな障害特性を有する人から、福祉関係にとどまらず、雇用や教育、医療など多岐にわたる相談を受けており、常に関連分野の新しい情報の把握と相談支援のための知識・技術を深める必要がある。このことから、事務担当者も含めて、相談に関わる職員を対象として、広域専門指導員等連絡調整会議を開催した（原則毎月第3火曜日午前10時から午後4時）。開催状況は表1のとおり。

表1 広域専門指導員等連絡調整会議開催状況

日程 会場	内 容	出席者
4月21日(火) 千葉県教育会館 608会議室	<ul style="list-style-type: none"> 自己紹介 事務連絡 グループ研修 	広域専門指導員 16人 事務担当職員 15人
5月19日(火) 地域開催	<ul style="list-style-type: none"> グループ研修(事例検討等) 	広域専門指導員 15人 事務担当職員 2人
6月15日(月) (午前) JR千葉駅周辺 (午後) 千葉県教育会館 608会議室	<ul style="list-style-type: none"> JR千葉駅周辺にて啓発活動 事務連絡 研修「新任広域専門指導員の専門分野について」 講師 印旛圏域 永吉 諒 指導員 君津圏域 庄司 快栄 指導員 	広域専門指導員 16人 事務担当職員 6人
7月21日(火) きぼーる 13階 ビジネス支援セ ンター会議室1	<ul style="list-style-type: none"> 事務連絡 グループ研修 講義「聴覚障害について」 講師 千葉県聴覚障害者協会 理事長 植野 圭哉 氏 講義「視覚障害について」 講師 千葉市視覚障害者協会 副理事長 高梨 憲司 氏 	広域専門指導員 15人 事務担当職員 11人 市町村職員 4人 他県相談員 1人
9月15日(火) きぼーる 13階 ビジネス支援セ ンター会議室3	<ul style="list-style-type: none"> 事務連絡 講演「障害者平等研修」 ～差別や不平等が「なぜ」作られるのかを考える～ 講師 障害平等研修フォーラム代表理事 国際協力機構専門員(社会保障) 久野 研二 氏 障害平等研修フォーラム理事 立命館大学生存学研究センター客員教授 長瀬 修 氏 	広域専門指導員 16人 事務担当職員 9人 市町村職員 8人 他県相談員 1人

日 程 会 場	内 容	出席者
10月20日(火) 南庁舎別館 2 階 第 4 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡 ・上半期活動報告 ・グループ研修 	広域専門指導員 16人 事務担当職員 4人 他県相談員 1人
11月9日(月) 千葉県経営者会 館 3 階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県手をつなぐ育成会第 10 回権利擁護セミナー 合同研修 ・事務連絡 ・グループ研修 	広域専門指導員 16人 事務担当職員 7人 他県相談員 1人
12月9日(水) (午前) 南庁舎別館 1 階 第 1 会議室 (午後) JR 千葉駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡 ・グループ研修 ・JR 千葉駅周辺にて啓発活動 	広域専門指導員 15人 事務担当職員 4人 他県相談員 1人
1月19日(火) 地域開催	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ研修 ・施設見学 	広域専門指導員 16人 事務担当職員 4人 他県相談員 1人
2月16日(火) 南庁舎別館 2 階 第 4 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡 ・グループ研修 ・障害者グループホーム等支援ワーカーとの合同研修 	広域専門指導員 16人 事務担当職員 2人
3月15日(火) 南庁舎別館 2 階 第 4 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡 ・グループ研修 ・活動報告 	広域専門指導員 16人 事務担当職員 3人 他県相談員 1人 他県職員 2人

*出席者数に県障害福祉課職員は含まない。

2 障害者差別解消法施行に係るワーキンググループ会議への出席

障害者差別解消法に先駆けて条例を有する本県では、法の施行に伴い、市町村との連携の在り方や相談対応窓口の整理等が課題であったことから、ワーキンググループを設置し、実務的な検討を行ってきた。会議には広域専門指導員も出席し、地域で相談活動に従事する立場として意見を述べた。

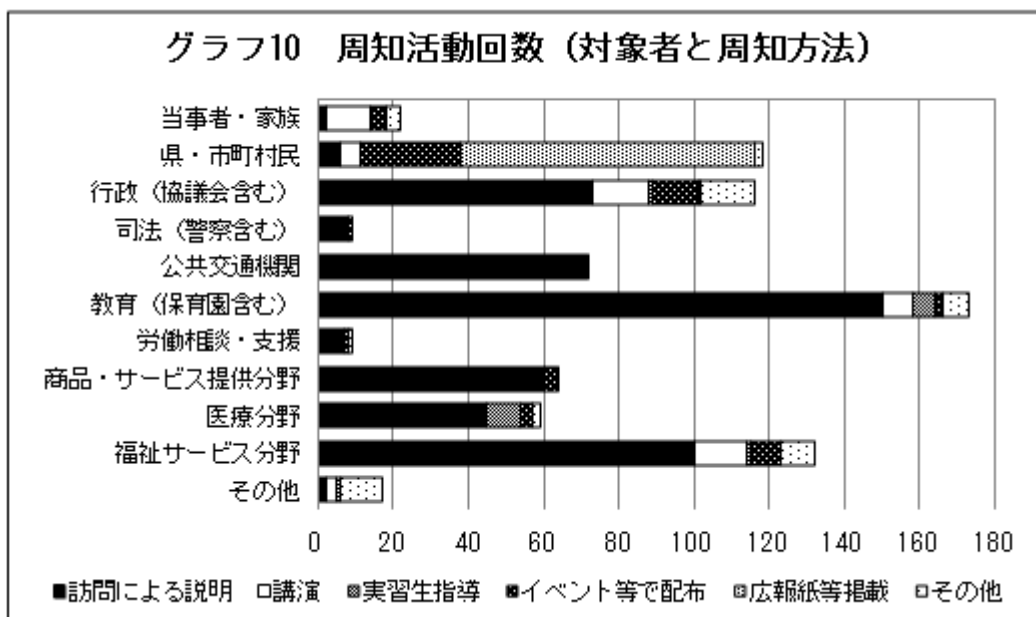
表2 ワーキンググループ会議開催状況

開催日	議論内容
7月29日(水)	(1) 審議案件 ①ワーキンググループの開催について ②障害者差別解消法施行に向けた取組とスケジュール ③広域専門指導員と市町村との連携のあり方 ④障害者差別解消法と条例との整合
8月21日(金)	(1) 報告案件 ①広域専門指導員の活動の概要について (2) 審議案件 ①広域専門指導員と市町村との連携のあり方 ②障害者差別解消法と条例との整合性 ③障害者差別と良い配慮に関する事例集 ④広報啓発用パンフレット ⑤対応要領について
9月18日(金)	(1) 審議案件 ①広域専門指導員と市町村との連携のあり方 ②障害者差別解消法と条例との整合性 ③障害者差別と良い配慮に関する事例集 ④対応要領について
10月21日(水)	(1) 審議案件 ①広域専門指導員と市町村との連携のあり方 ②障害者差別解消法と条例との整合性 ③障害のある人に対する差別と望ましい配慮に関する事例集 ④広報啓発用パンフレット
11月20日(金)	(1) 審議案件 ①広域専門指導員と市町村との連携のあり方 ②障害のある人に対する差別と望ましい配慮に関する事例集 ③広報啓発用パンフレット ④本ワーキンググループでの検討結果のまとめ

3 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくりのための周知活動

広域専門指導員は、差別をなくすための取組として、条例の普及啓発のための周知活動を行っている。

県障害福祉課で作成したリーフレット等を広報媒体として、訪問等を中心に平成27年度は791回の活動を実施した。対象者と周知方法は、グラフ10のとおり。



この活動は、条例を周知するだけでなく、広域専門指導員の名前と顔を知ってもらい、気軽に相談を持ちかけてもらえるような関係を作ることを目指した活動としても位置付けている。

障害者施設等に出向き、障害のある人やその家族、職員に対して条例の周知を図ったり、医療機関や公共交通機関の職員、スーパーマーケットの店員など障害のある人が地域生活の場で接することが多い人たちに対して機会をとらえては条例の説明や周知を行っている。

さらに、小さい頃から「障害」を知ることによって差別を減らすことができると考え、幼稚園・保育所から大学までの教育機関を訪問し、教職員に条例の説明を行い、直接、児童・生徒・学生に対し差別に関する講話・講義を行えるよう協力を求めてきた。

こうした条例の周知とあわせて、障害者差別解消法についても広く県民に周知を図るため、広域専門指導員 16 名と県障害福祉課職員が JR 千葉駅周辺において広報用チラシ入りポケットティッシュを配布する啓発活動を、県民の日と障害者週間に合わせ年 2 回（6 月 15 日、12 月 9 日）実施した。ティッシュを受け取った人の中には関心を示し、足を止めて広域専門指導員から条例の話聞く人も多く、後日、チラシを受け取った人から相談が寄せられた。



広報用チラシ



V 今後の課題

1 これまでの経験を活かした活動の推進

平成 28 年 4 月から障害者差別解消法が施行され、障害のある人への差別をなくし、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けた取組が全国的に進んでいくことになった。

本県では法に先駆けて条例を施行し、差別の解消に向けて取り組んできた実績がある。これまでのきめ細やかに対応してきた経験を活かし、相談活動や周知活動を通して、障害への理解を広げ、県民一人ひとりがそれぞれの立場で何ができるかを考え、具体的な行動につながるような働きかけを今後も積極的に行っていく必要がある。

また、法の施行により身近な市町村にも差別に関する相談窓口が設置されることになった。市町村で対応困難な事案や複数の市町村にまたがる事案等については、市町村の求めに応じて、広域専門指導員等による助言や連携を図りながら対応していくことになる。差別に関する問題の背景には複雑な要因が絡んでいることが多く、適切に対応するためには経験や知識が必要である。そのため、条例に基づく相談活動のノウハウを有効に活用し、市町村や関係機関との連携をより一層強化して、条例の相談窓口と新たにできた市町村の相談窓口と一体になって、県全体で差別の解消に向けて取り組んでいく必要がある。

2 条例と障害者差別解消法の継続的な周知活動

広域専門指導員等は、機会を捉えては障害のある人が日常生活の中で利用することが多い事業者等に出向き、条例や障害者差別解消法について説明し、障害のある人への理解や配慮を求めてきた。また、子どもの頃から障害に関する知識を持つことで差別が少しでもなくなるよう教育機関への周知活動も積極的に行ってきた。

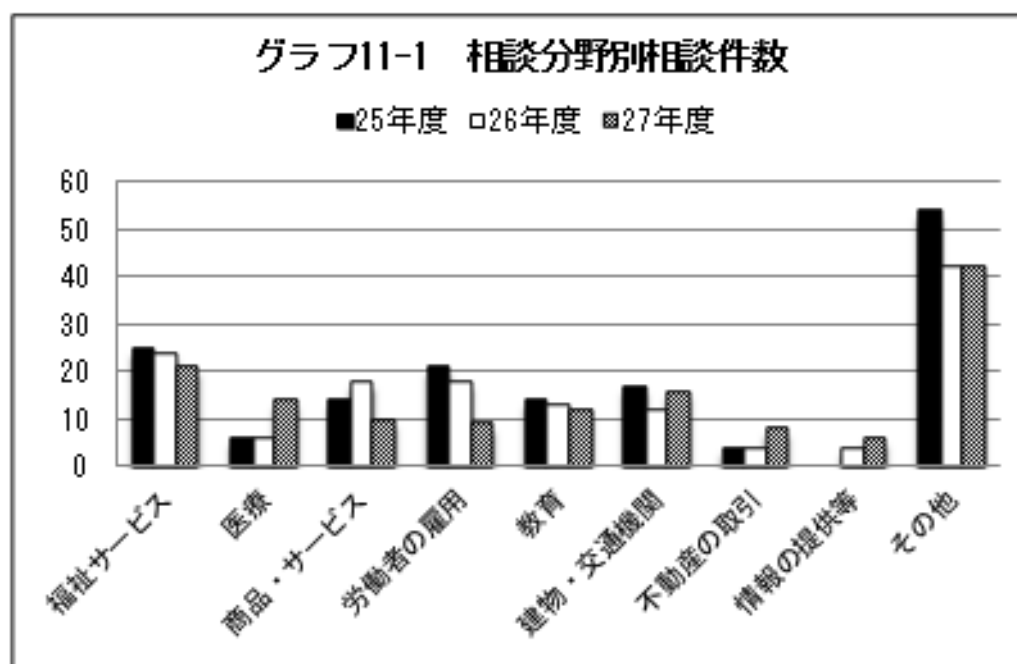
しかしながら、平成 27 年度第 51 回県政に関する世論調査によると、条例を知っている県民の割合は約 3 割、障害者差別解消法を知っている県民の割合は約 2 割にとどまっているのが現状である。今後も障害のある人や関係者はもちろんのこと、広く県民に対して、条例や障害者差別解消法の趣旨、相談窓口の役割などを周知していき、障害のある人への理解を促進する取組を継続的に行っていく必要がある。また、効果的な周知活動を検討し、具体化していく必要がある。

VI 年度別相談受付状況

1 相談分野別取扱件数

分野 \ 年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	合計
福祉サービス	67	67	43	41	42	32	25	24	21	362
医療	29	14	9	24	21	14	6	6	14	137
商品・サービス	24	24	26	24	24	12	14	18	10	176
労働者の雇用	43	34	38	27	24	27	21	18	9	241
教育	13	20	15	16	9	12	14	13	12	124
建物・交通機関	37	39	24	22	11	9	17	12	16	187
不動産の取引	8	8	7	11	1	4	4	4	8	55
情報の提供等	14	7	3	9	4	3	0	4	6	50
その他	60	50	68	57	60	80	54	42	42	513
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	138	1845

(注) 19年度については、7月からの実績となる。

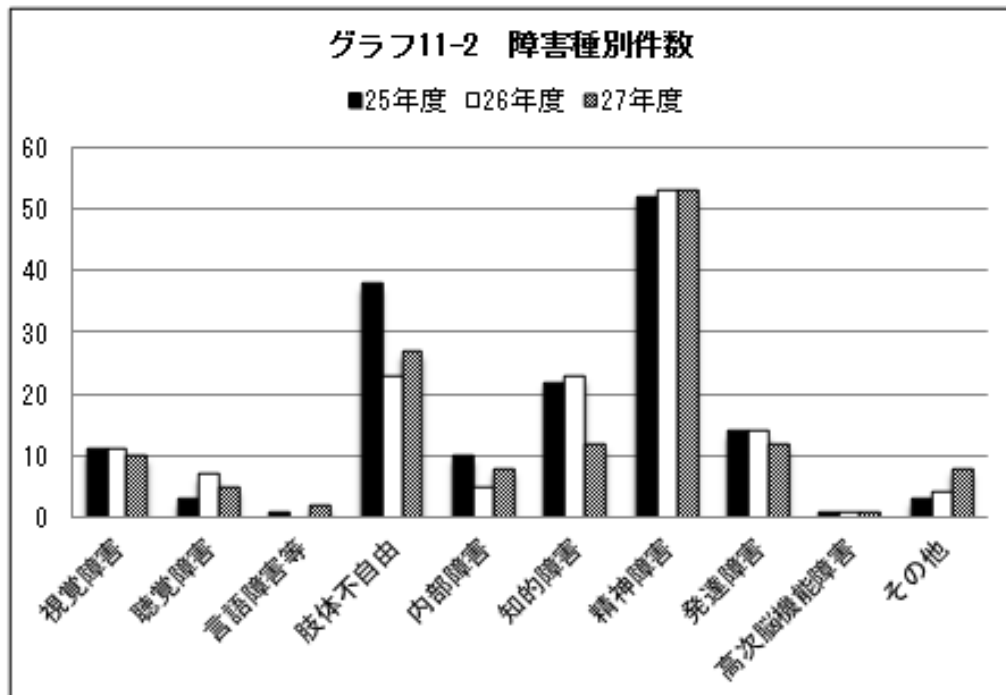


(注) グラフについては平成25年度から27年度について作成した。

2 障害種別取扱件数

障害種別	年度									
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	合計
視覚障害	36	31	16	15	12	4	11	11	10	146
聴覚障害	10	20	7	14	4	10	3	7	5	80
言語障害等	6	3	1	0	2	0	1	0	2	15
肢体不自由	68	62	60	44	35	27	38	23	27	384
内部障害	10	5	4	6	11	8	10	5	8	67
知的障害	40	47	36	41	22	40	22	23	12	283
精神障害	88	66	76	90	82	77	52	53	53	637
発達障害	20	16	18	11	17	13	14	14	12	135
高次脳機能障害	1	2	6	2	1	4	1	1	1	19
その他	16	11	9	8	10	10	3	4	8	79
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	138	1845

(注) 19年度については、7月からの実績となる。

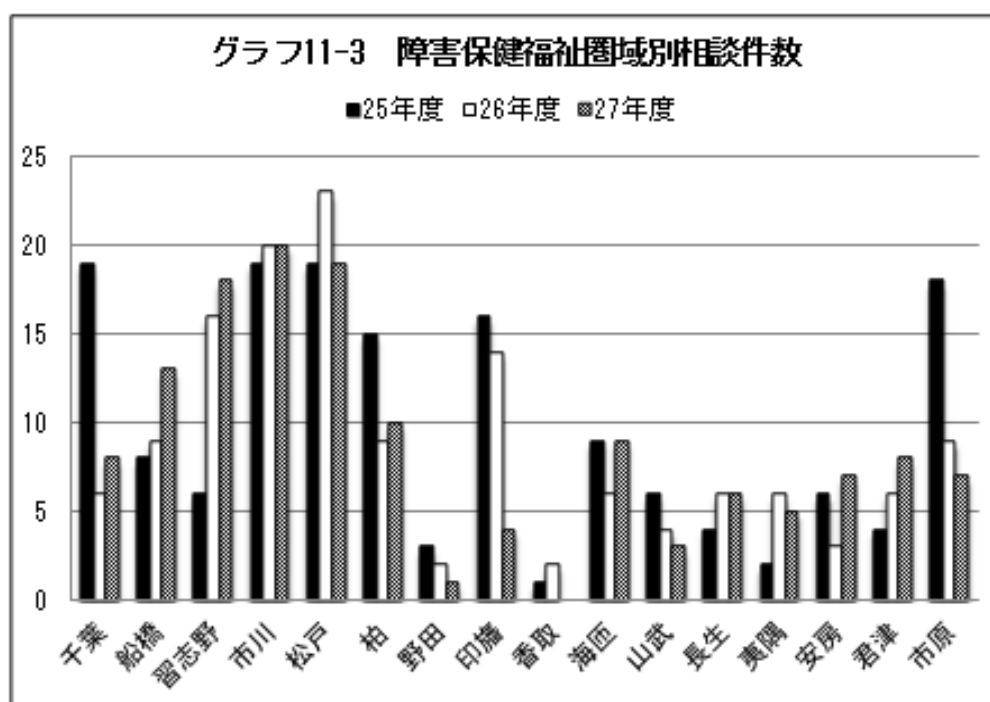


(注) グラフについては平成 25 年度から 27 年度について作成した。

3 障害保健福祉圏域別取扱件数

圏域	年度									
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	合計
千葉	64	37	17	26	14	19	19	6	8	210
船橋	44	19	28	19	20	13	8	9	13	173
習志野	19	23	19	13	16	11	6	16	18	141
市川	15	24	17	22	17	17	19	20	20	171
松戸	15	19	14	16	15	15	19	23	19	155
柏	16	8	21	20	9	9	15	9	10	117
野田	21	21	13	8	5	5	3	2	1	79
印旛	18	13	9	19	16	13	16	14	4	122
香取	10	5	12	7	5	4	1	2	0	46
海匝	7	7	5	3	3	6	9	6	9	55
山武	5	8	3	10	9	15	6	4	3	63
長生	9	11	14	15	17	15	4	6	6	97
夷隅	12	14	19	9	6	6	2	6	5	79
安房	7	28	19	16	17	20	6	3	7	123
君津	14	12	11	8	8	5	4	6	8	76
市原	18	12	8	12	17	20	18	9	7	121
県外・不明	1	2	4	8	2	0	0	0	0	17
合計	295	263	233	231	196	193	155	141	138	1845

(注) 19年度については、7月からの実績となる。



(注) グラフについては平成25年度から27年度について作成した。

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

平成十八年十月二十日条例第五十二号

改正 平成十九年十二月二十一日条例第七十八号

改正 平成二十四年三月二十三日条例第二十二号

改正 平成二十八年三月二十五日条例第三十号

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 差別の事案の解決

第一節 差別の禁止（第八条―第十一条）

第二節 地域相談員等（第十二条―第十九条）

第三節 解決のための手続（第二十条―第二十八条）

第三章 推進会議（第二十九条・第三十条）

第四章 理解を広げるための施策（第三十一条・第三十二条）

第五章 雑則（第三十三条―第三十六条）

附則

障害のある人もない人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会である。

このような地域社会を実現するため、今、私たちに求められているのは、障害のある人に対する福祉サービスの充実とともに、障害のある人への誤解や偏見をなくしていくための取組である。

この取組は、障害のある人に対する理解を広げる県民運動の契機となり、差別を身近な問題として考える出発点となるものである。そして、障害のあるなしにかかわらず、誰もが幼いころから共に地域社会で生きるという意識を育むのである。

すべての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりを目指して、ここに障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組について、基本理念を定め、県、市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害及び同条第二号に規定する社会的障

壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。

2 この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置（以下「合理的な配慮に基づく措置」という。）を行わないことをいう。

一 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。

ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

二 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。

三 商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

四 労働者を雇用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。

ハ 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。

五 教育を行い、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

- イ 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。
 - ロ 本人若しくはその保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。)の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校(同法第一条に規定する学校をいう。)を決定すること。
- 六 障害のある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
 - ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- 七 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- 八 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
 - ロ 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

一部改正〔平成一九年条例七八号・二四年二二号〕

(基本理念)

第三条 すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有する。

2 障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない。

3 障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっ

とり、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。

(県と市町村との連携)

第五条 県は、市町村がその地域の特性に応じた、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、障害のあることによる生活上の困難を周囲の人に対して積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町村が実施する、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第七条 知事は、県の財政運営上可能な範囲内において、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第二章 差別の事案の解決

第一節 差別の禁止

全部改正〔平成二四年条例二二号〕

(差別の禁止)

第八条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、不利益取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合においては、この限りでない。

第九条から第十一条まで 削除

削除〔平成二四年条例二二号〕

第二節 地域相談員等

第十二条及び第十三条 削除

削除〔平成二四年条例二二号〕

(相談業務の委託)

第十四条 知事は、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者その他第三十条第一項各号に掲げる分野に関し優れた識見を有する者のうち適当と認める者に委託して、差別に該当する事案(以下「対象事案」という。)に関する相談に係る業務を行わせることができる。

2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ千葉県行政組織条例(昭和三十二年千葉県条例第三十一号)に基づき設置された千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)の意見を聴かななければならない。ただし、身体障害者福祉法(昭和三十四年法律第二百八十三号)第十二条の三第三項に規定する身体障害者相談員又は知的障害者

福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第三項に規定する知的障害者相談員である者に委託を行う場合は、この限りでない。

一部改正〔平成二四年条例二二号〕

（業務遂行の原則）

第十五条 前条第一項に規定する業務を行う相談員（以下「地域相談員」という。）は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその業務を行わなければならない。

2 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。

一部改正〔平成二四年条例二二号〕

（広域専門指導員）

第十六条 知事は、次の各号に掲げる職務を適正かつ確実に行うことができるものと認められる者を、千葉県行政組織条例第十七条第四項に規定する健康福祉センターの所管区域及び保健所を設置する市の区域ごとに、広域専門指導員として委嘱することができる。

一 地域相談員に対し、専門的な見地から業務遂行に必要な技術について指導及び助言を行うこと。

二 対象事案に関する相談事例の調査及び研究に関すること。

三 第二十二條第二項に規定する調査に関すること。

2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ調整委員会の意見を聴かななければならない。

（指導及び助言）

第十七条 地域相談員は、対象事案に係る相談について、必要に応じ、広域専門指導員の指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門指導員は、前項の求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

（協力）

第十八条 地域相談員以外の、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行うものは、知事、地域相談員及び広域専門指導員と連携し、この条例に基づく施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（職務遂行の原則）

第十九条 広域専門指導員は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその職務を行わなければならない。

2 広域専門指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第三節 解決のための手続

（相談）

第二十条 障害のある人、その保護者又はその関係者は、対象事案があると思うときは、地域相談員に相談することができる。

2 地域相談員は、前項の相談を受けたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- 一 関係者への必要な説明及び助言並びに関係者間の調整
- 二 関係行政機関の紹介
- 三 法律上の支援（民事上の事件に限る。）の制度に関するあっせん
- 四 関係行政機関への前項の相談に係る事実の通告
- 五 虐待に該当すると思われる事実の通報
- 六 次条に規定する助言及びあっせんの申立ての支援
（助言及びあっせんの申立て）

第二十一条 障害のある人は、対象事案があると思うときは、知事に対し、調整委員会が当該対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 障害のある人の保護者又は関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前各項の申立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

- 一 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって行政庁の行う処分取消し、撤廃又は変更を求めるものであること。
- 二 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過しているものであること（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 三 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。
一部改正〔平成二八年条例三〇号〕

（事実の調査）

第二十二条 知事は、前条第一項又は第二項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 知事は、前条第一項又は第二項の申立てについて必要があると認める場合には、広域専門指導員に必要な調査を行わせることができる。

3 関係行政機関の長は、第一項の規定により調査の協力を求められた場合において、当該調査に協力することが、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持（以下「公共の安全と秩序の維持」という。）に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該調査を拒否することができる。

4 関係行政機関の長は、第一項の規定による調査に対して、当該調査の対象事案に係る事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該調査を拒否することができる。

（助言及びあっせん）

第二十三条 知事は、第二十一条第一項又は第二項に規定する申立てがあったときは、調整委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について審

理を求めるものとする。

- 2 調整委員会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、当該助言又はあっせんに係る障害のある人、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 関係行政機関の長は、前項に規定する出席による説明若しくは意見の陳述又は資料の提出（以下「説明等」という。）を求められた場合において、当該説明等に応じることが、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該説明等を拒否することができる。
- 4 関係行政機関の長は、説明等の求めに対して、当該対象事案について事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該説明等の求めを拒否することができる。

（勧告等）

第二十四条 調整委員会は、前条第一項に規定する助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、知事に対して当該差別を解消するよう勧告することを求めることができる。

- 2 知事は、前項の求めがあった場合において、差別をしたと認められる者に対して、当該差別を解消するよう勧告することができる。この場合において、知事は、前項の求めを尊重しなければならない。
- 3 知事は、正当な理由なく第二十二条第一項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告するものとする。
- 4 知事は、関係行政機関に対し第二項に規定する勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に対してその旨を通知しなければならない。この場合において、当該行政機関の長が公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めて通知したときは、知事は、当該勧告をしないものとする。

（意見の聴取）

第二十五条 知事は、前条第二項又は第三項の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

（訴訟の援助）

第二十六条 知事は、障害のある人が、差別をしたと認められるものに対して提起する訴訟（民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五条第一項の和解及び労働審判法（平成十六年法律第四十五号）による労働審判手続を含む。以下同じ。）が第二十三条第一項に規定する助言又はあっせんの審理を行った事案に係る

ものである場合であって、調整委員会が適当と認めるときは、当該訴訟を提起する者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助をすることができる。

(貸付金の返還等)

第二十七条 前条の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、相当の期間、貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

(秘密の保持)

第二十八条 調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第三章 推進会議

(設置)

第二十九条 県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害のある人及びその支援を行う者、次条第一項に規定する分野における事業者、障害のある人に関する施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者並びに県の職員からなる会議（以下「推進会議」という。）を組織するものとする。

2 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(分野別会議)

第三十条 推進会議に、次の各号に掲げる分野ごとの会議（以下「分野別会議」という。）を置くものとする。

- 一 福祉サービス、医療及び情報の提供等の分野
- 二 商品及びサービスの提供の分野
- 三 労働者の雇用の分野
- 四 教育の分野
- 五 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野

2 分野別会議は、次の各号に掲げる事項に関し協議を行うものとする。

- 一 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する差別の状況についての共通の認識の醸成に関すること。
- 二 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための、構成員によるそれぞれの立場に応じた提案に基づく具体的な取組に関すること。
- 三 前号に規定する取組の実施の状況に関すること。
- 四 調整委員会と連携して行う、前項各号に掲げるそれぞれの分野における差別の事例及び差別の解消のための仕組みの分析及び検証に関すること。

3 分野別会議の構成員は、基本理念にのっとり、相協力して障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組の推進に努めなければならない。

第四章 理解を広げるための施策

(表彰)

第三十一条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、

基本理念にのっとり、県民の模範となる行為をしたと認められるものについて、表彰をすることができる。

2 知事は、前項の表彰をするに当たっては、調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 地域相談員及び広域専門指導員は、第一項の行為をしたと認められるものを知事に推薦することができる。

4 知事は、第一項の表彰をした場合は、その旨を公表するものとする。

(情報の提供等)

第三十二条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための民間の取組について、県民への情報の提供その他の必要な支援をすることができる。

第五章 雑則

(条例の運用上の配慮)

第三十三条 この条例の運用に当たっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会及び委員の独立性並びに市町村の自主性及び自立性は、十分配慮されなければならない。

(関係行政機関の措置)

第三十四条 関係行政機関は、この条例の趣旨にのっとり、公共安全と秩序の維持に係る事務の執行に関し、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第三十六条 第十九条第二項又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、同年一月一日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況、障害のある人の権利擁護に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について、障害及び差別の範囲、解決のための手続等を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

3 千葉県行政組織条例の一部を次のように改正する。

別表第二中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第十四条第二項、第十六条第二項及び第三十一条第二項
-----------------------	---

	の規定による意見を具申し、同条例第二十三条第一項の規定による助言及びあつせんを行い、同条例第二十四条第一項の規定による勧告について建議し、同条例第二十六条の規定による訴訟の援助について審議し、並びに障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の策定及び実施に関する重要事項（同条例の解釈指針の策定を含む。）を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に建議すること。
--	---

別表第三中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	委員長	一 障害のある人	二十人以内	二年
	副委員長	二 県議会議員		
	委員	三 福祉、医療、雇用、教育、法律その他障害のある人に対する差別の解消について専門的な知識を有する者		

（準備行為）

- 4 第十四条第二項及び第十六条第二項の規定による意見の聴取並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成十九年十二月二十一日条例第七十八号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十三日条例第二十二号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十四条まで及び第十五条第一項の改正規定は平成二十四年四月一日から、目次の改正規定、第二条第三項を削る改正規定並びに第二章第一節の節名及び第九条から第十一条までの改正規定は同年十月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日条例第三十号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成二十五年法律第六十五号

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）
- 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（第七条—第十三条）
- 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）
- 第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）
- 第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

- 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちこの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（この政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。□において同じ。）
 - 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

（国等職員対応要領）

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

（地方公共団体等職員対応要領）

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする

差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

障害者の雇用の促進等に関する法律（抜粋）

昭和三十五年七月二十五日法律第二百二十三号

第二章の二 障害者に対する差別の禁止等

（障害者に対する差別の禁止）

第三十四条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

第三十五条 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

（障害者に対する差別の禁止に関する指針）

第三十六条 厚生労働大臣は、前二条の規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「差別の禁止に関する指針」という。）を定めるものとする。

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置）

第三十六条の二 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となつている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の三 事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の四 事業主は、前二条に規定する措置を講ずるに当たっては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

2 事業主は、前条に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等に関する指針）

第三十六条の五 厚生労働大臣は、前三条の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「均等な機会の確保等に関する指針」という。）を定めるものとする。

（助言、指導及び勧告）

第三十六条の六 厚生労働大臣は、第三十四条、第三十五条及び第三十六条の二から第三十六条の四までの規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業

主に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。

(一般事業主の雇用義務等)

第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。次章を除き、以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。

※障害者雇用率（法定雇用率）

一般の民間企業…2.0%、特殊法人等…2.3%

国・地方公共団体…2.3%、都道府県等の教育委員会…2.2%

※障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、法定雇用率の算定基礎に、新たに精神障害者が追加された（平成30年4月1日施行）。

発行日 平成28年11月16日

発行元

千葉県健康福祉部障害福祉課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

TEL 043-223-2935

FAX 043-222-4133

E-mail syohuk@pref.chiba.lg.jp